

# 令和元年度 和光市男女共同参画年次報告書

令和2年10月

## 目 次

1 和光市の概況	1
(1) 人口・世帯	1
(2) 人口動態	3
(3) 結婚・離婚	4
(4) 教育	5
ア 小・中学校の状況	5
イ 中学校卒業後の進路状況	6
ウ 教育委員会の状況	7
(5) ドメスティック・バイオレンス（DV）	8
(6) 女性相談	10
(7) 男女共同参画苦情申立て	11
(8) ひとり親家庭制度及び生活保護の状況	11
(9) 女性の就労状況	13
(10) 保育園の状況	15
(11) 健康・福祉	16
(12) 社会参画	17
(13) 市職員の状況	20
ア 市職員の構成	20
イ 市職員における子育て等制度の利用状況	22
2 第3次和光市行動計画男女共同参画わこうプランの取組状況	24
(1) プラン施策体系	24
(2) 施策指標	27
(3) 施策の達成状況評価	28
(4) 施策体系別取組状況	28
ア 基本目標1 男女共同参画意識の普及啓発	29
イ 基本目標2 あらゆる暴力の根絶	31
ウ 基本目標3 男女が共にいきいきと暮らせる環境づくり	33
エ 基本目標4 男女共同参画によるまちづくりの推進	35
オ 基本目標5 男女共同参画わこうプランの着実な推進	37
<b>資料</b>	
施策に基づく取組の実施状況	38

# 1 和光市の概況

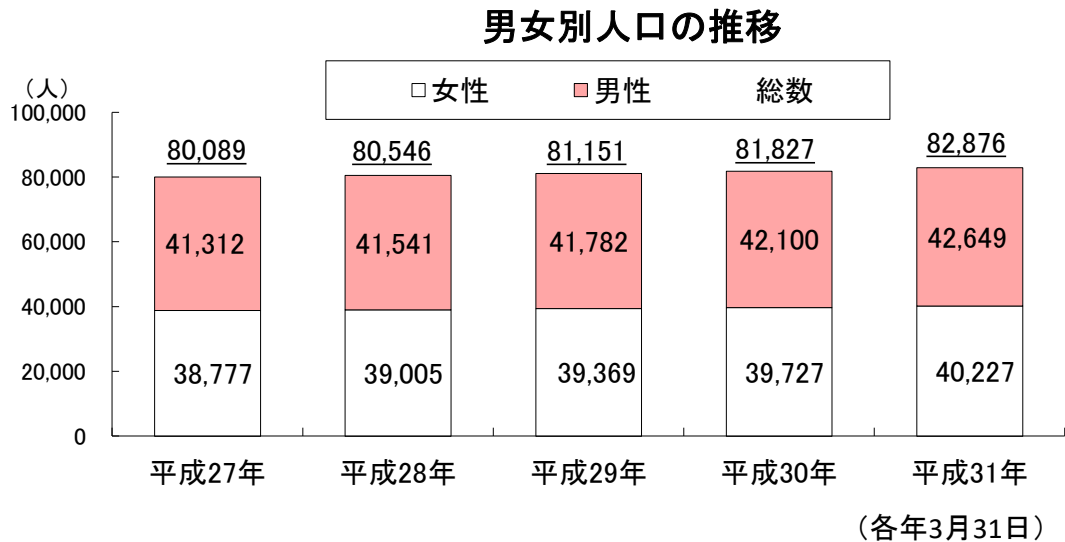
## (1) 人口・世帯

和光市の人口は、年々増加を続けていますが、人口に占める男女の比率はほぼ変化ありません。【※図表 1】

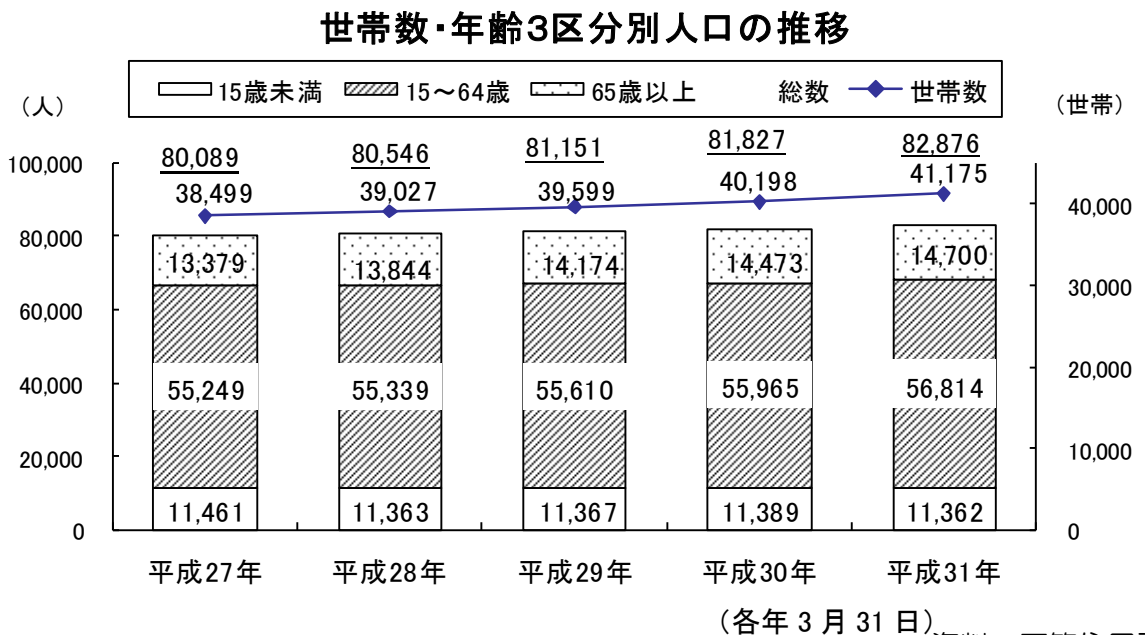
年齢3区分別では、平成31年は前年と比較して、15歳未満が27人の減少、15～64歳が849人の増加、65歳以上が227人の増加となっています。【※図表 2】和光市の平成31年3月31日現在の年代別男女別人口を人口ピラミッドに表すと、「星型」となっており、15歳未満と65歳以上の人口が少なく、15～64歳の人口が多い都市型であることがわかります。【※図表 3】

なお、令和2年1月現在、市内の平均年齢は41.6歳で前年に比べて0.2歳上昇していますが、県内では戸田市に次いで低い状況を維持しています。また、和光市の外国人登録者数は各年ごとに増減していますが、全体に占める割合は、毎年女性よりも男性の方が多くなっています。【※図表 4】

【図表 1】

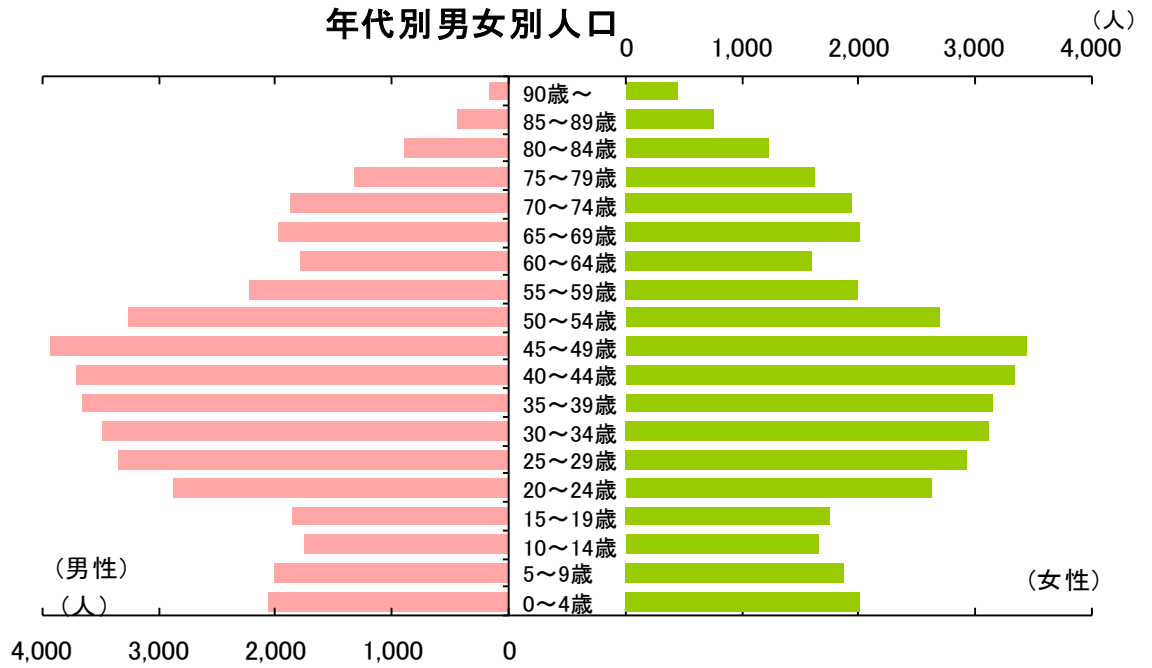


【図表 2】



資料：戸籍住民課

【図表3】

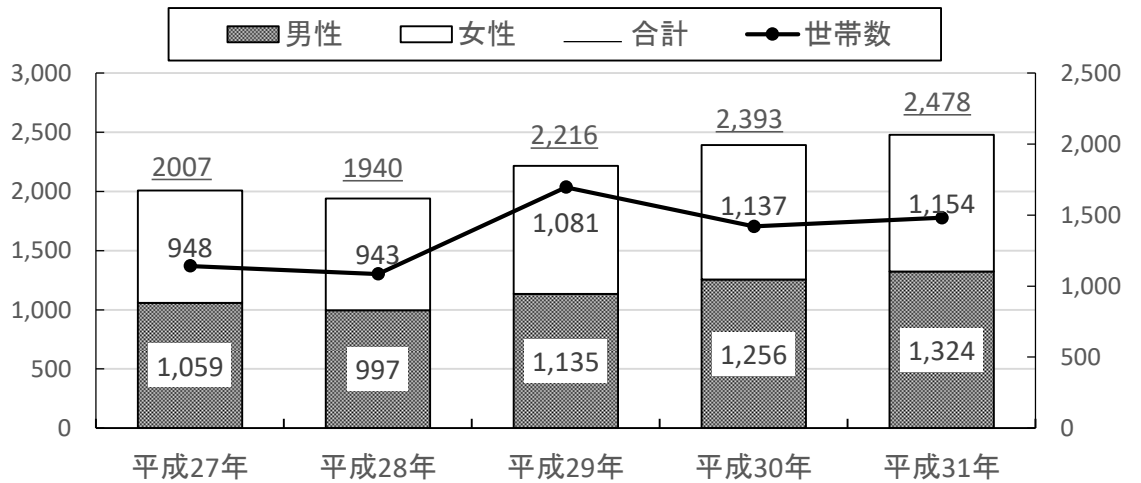


(平成31年3月31日時点)

資料：戸籍住民課

【図表4】

### 和光市の外国人登録者数の推移



(各年3月31日)

資料：戸籍住民課

## (2) 人口動態

平成30年の和光市の出生数は、前年に比べて41人減少しています。合計特殊出生率（※注1）は減少し、埼玉県より低くなっています。【※図表5】

和光市の人口動態（※注2）の原因のうち、転入・転出による社会動態増減は、平成26年度以降増減を繰り返していましたが、平成30年度は前年に比べて大幅に増加しています。また、出生・死亡による自然動態増減は、平成28年までは増加を示しておりますが、平成29年度から減少傾向となっております。【※図表6】

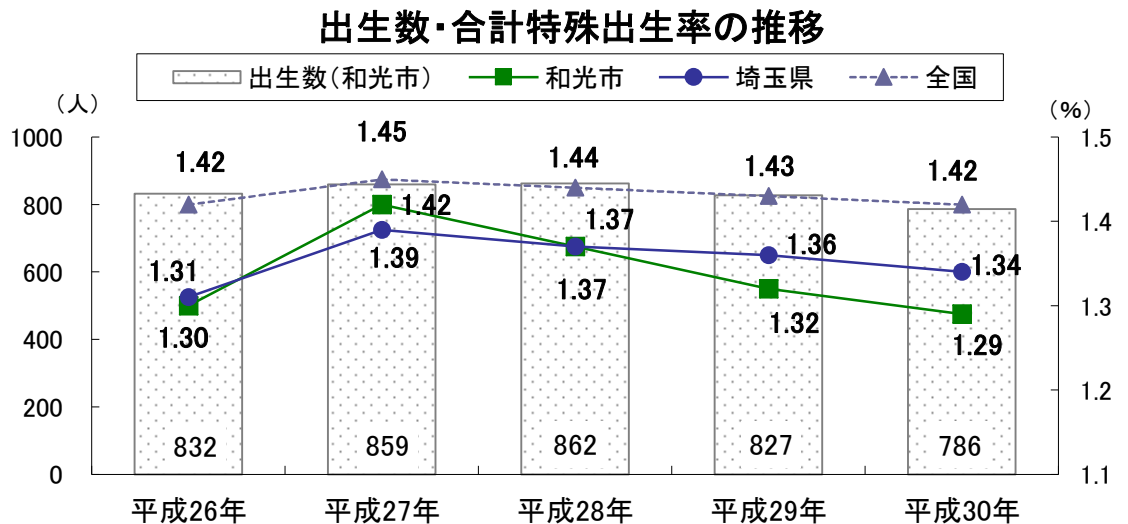
※注1 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

※注2 人口動態

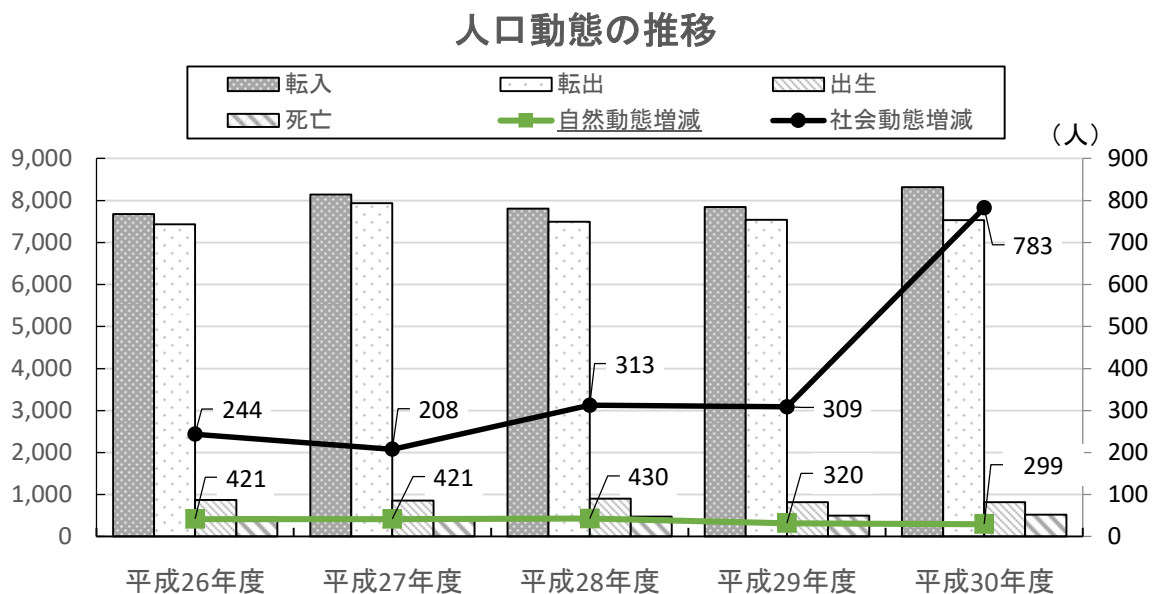
ある一定期間中における人口の変動のことです。出生、死亡、流入、流出などがその要因で、自然増加は出生数と死亡数の差、社会増加は流入（転入）数と流出（転出）数の差を指します。

【図表5】



資料：埼玉県の人口動態概況（埼玉県保健医療政策課）

【図表6】



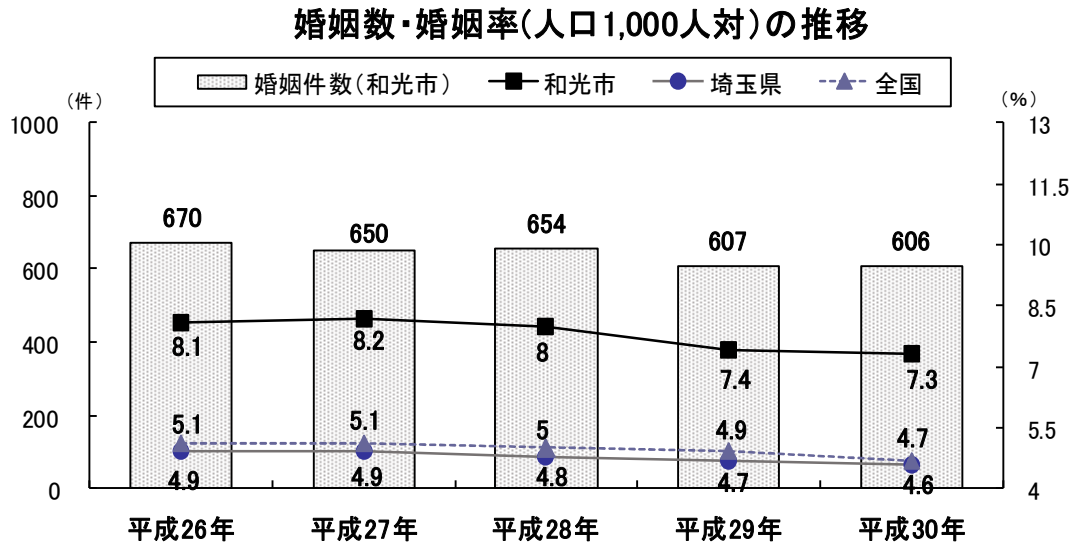
資料：統計わこう（戸籍住民課）

### (3) 結婚・離婚

平成30年の和光市の婚姻件数は前年に比べて1件減少していますが、婚姻率は、過去5年間を通して埼玉県及び全国の値を大きく上回っている状態が続いています。【※図表7】

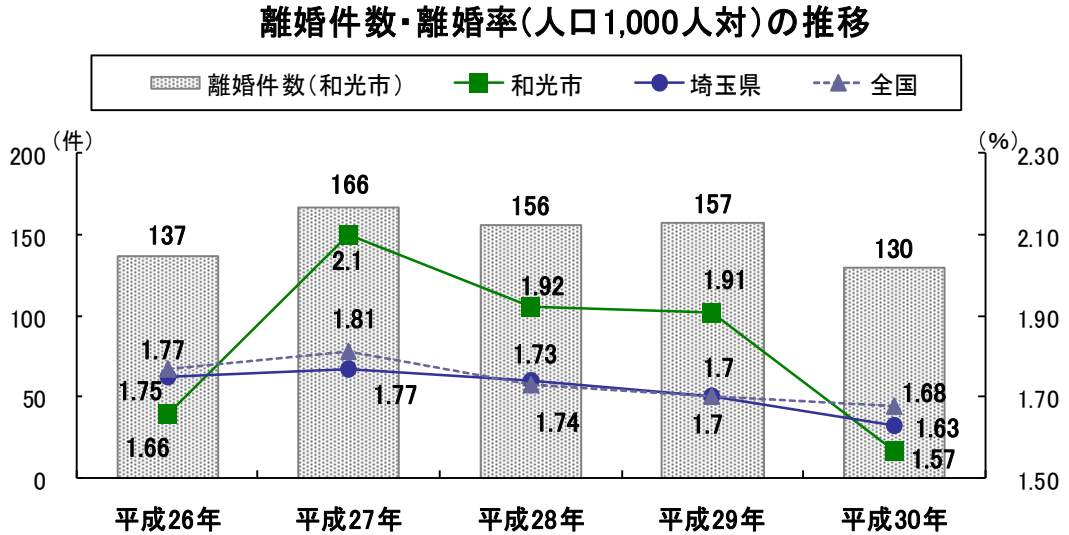
一方、離婚件数は、前年に比べ27件減少しており、離婚率は、埼玉県及び全国の値を下回りました。【※図表8】

【図表7】



資料：埼玉県の人口動態概況（埼玉県保険医療政策課）

【図表8】



資料：埼玉県の人口動態概況（埼玉県保険医療政策課）

## (4) 教育

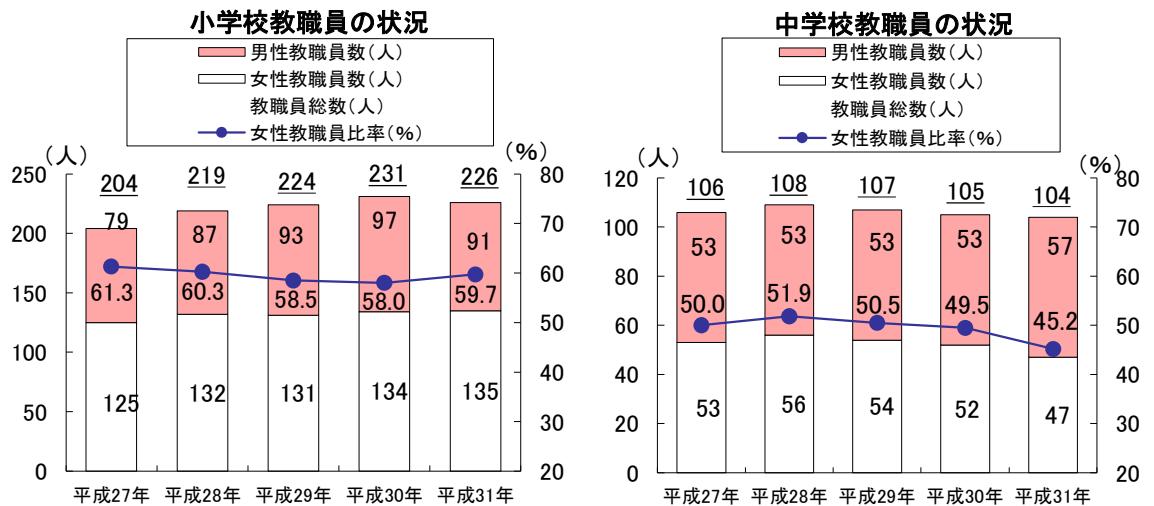
### ア 小・中学校の状況

平成31年4月1日現在の市内小学校の女性教職員比率が50%を超えています。中学校では、45.2%となりました。小学校の女性教員数は1人増加していますが、男性教職員数が6人減少したため、女性教員比率は上昇する傾向になりました。【※図表9】

管理職教員の状況では、小学校では平成28年まで女性の管理職教員の比率が下降していましたが、平成31年は前年に比べ1名増加し、33.3%となっています。一方、中学校では前年と同じく女性の管理職が0名となっています。【※図表10】

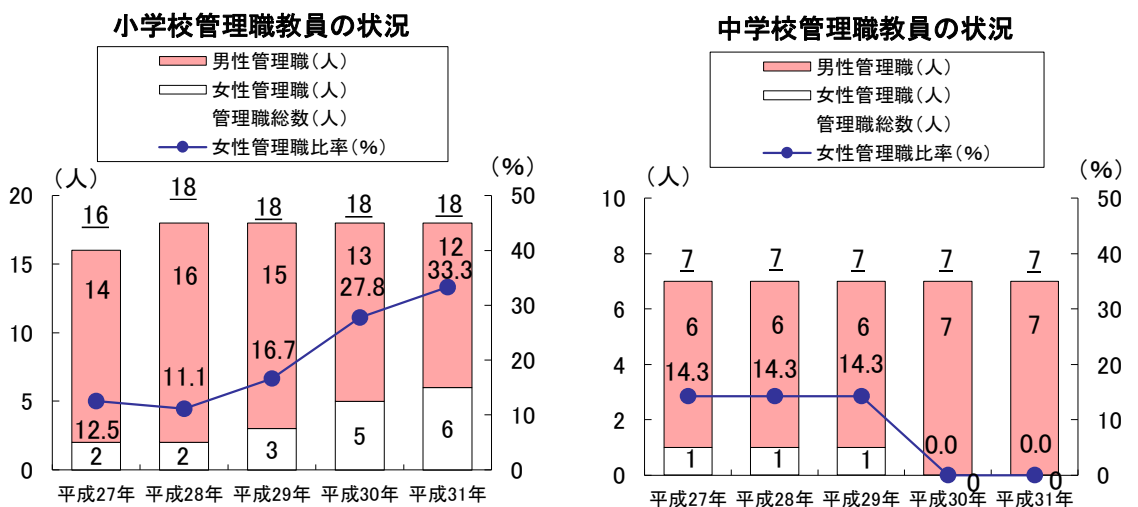
また、国内の教員全体に占める女性の割合は、小学校で62.2%（前年比±0%）、中学校で43.3%（前年比+0.2%）となっています。管理職教員に占める女性の割合は、小学校で22.9%（前年比+0.9%）、中学校で9.7%（前年比+0.7%）となっており、上昇傾向ではありますが、和光市と同様に、教育段階が上がるにつれ管理職教員に占める女性の割合は低くなっています。【※図表11】

【図表9】



資料：学校教育課

【図表10】

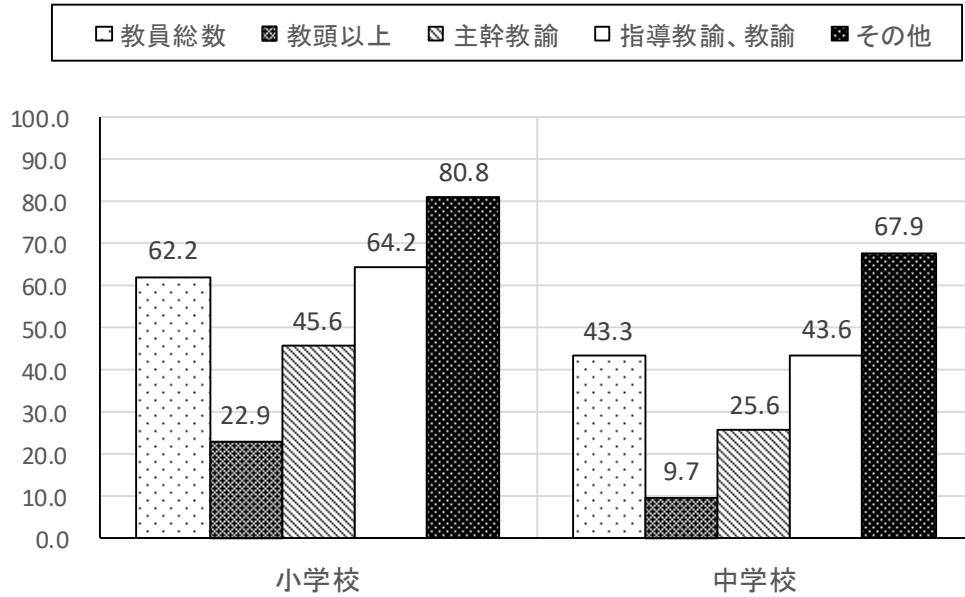


(各年4月1日)

【図表11】

資料：学校教育課

本務教員総数に占める女性の割合（教育段階別）



資料：内閣府男女共同参画白書（平成30年版）

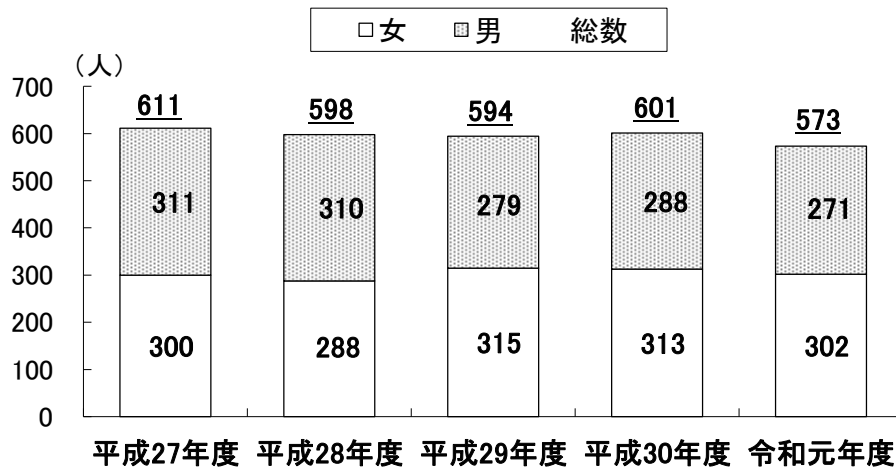
イ 中学校卒業後の進路状況

和光市の中学校卒業者に占める女子の人数は、1年毎に増減を繰り返しており、令和元年度は前年に比べ11人減少しています。【※図表12】

中学校卒業後の進路については、男子・女子ともに多くの生徒が県内の全日制公立高等学校へ進学しています。【※図表13】

【図表12】

中学校卒業生数の推移



資料：学校教育課



【図表13】

### 中学校等卒業後の進路状況

				平成29年度		平成30年度		令和元年度			
				男	女	男	女	男	女		
進学者	高等学校等	全日制	県内	国立	2	1	2	3	1	1	
				公立	150	155	154	150	130	167	
				私立	78	62	61	55	65	52	
				計	230	218	217	208	196	220	
			県外	国立	0	0	1	0	1	1	
				公立	5	0	3	3	2	1	
				私立	58	51	77	58	51	65	
				計	63	51	81	61	54	67	
		計				293	269	298	269	250	287
		定時制				5	2	2	3	2	3
		通信制				11	7	5	13	15	8
		中等教育学校 後期課程				0	0	0	0	0	0
		高等学校別科				0	0	0	0	0	0
		高等専門学校				1	0	0	0	2	0
特別支援学校				3	1	7	1	0	3		
合計				313	279	312	286	269	301		
高等 外 学 校	専修学校等(注1)			0	0	0	1	0	1		
	就職者			0	0	0	0	0	0		
	その他(注2)			2	0	1	1	2	0		
	合計			2	0	1	2	2	1		
計				315	279	313	288	271	302		

注1 専修学校、各種学校、公共職業能力開発施設等

注2 進学希望、就職希望、海外進学、国内無認可校、一時的な仕事、家事手伝い、  
進路未定、不祥・死亡

資料：学校教育課

### ウ 教育委員会の状況

和光市の教育委員会では、令和元年10月現在、教育委員長及び委員5人のうち女性委員は2人です。(前年と変わらず)

## (5) ドメスティック・バイオレンス (DV)

和光市のDVに関する相談機能は、平成29年1月1日付け組織改正により、総務人権課（旧人権文化課）から地域包括ケア課へ移管しました。この組織改正に伴い、社会援護課（旧社会福祉課）、子どもあんしん部（旧こども福祉課）、保健センターでのDV相談機能も地域包括ケア課に集約されました。市内のDV相談機能別の相談件数は、地域包括ケア課が最も多く、次いで市民活動推進課が多くなっています。【※図表14】

警察庁による調査では、配偶者から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談受理件数は、配偶者暴力防止法の施行以来増加し続けています。【※図表15】また、埼玉県全体のDV相談件数は、平成28年度に相談件数が減り、平成29年度は前年に比べ増加しましたが、平成30年度は再び前年に比べて541件減少しました。平成30年度ではそのうちの約78%が市町村での相談受付となっており、DV相談の件数が増え続ける中、DV相談における市町村の役割の大きさがうかがえます。【※図表16】

【図表14】

DV相談件数										
※旧人権文化課					※旧こども福祉課			3月31日現在		
市民活動推進課	社会援護課		総務人権課		ネウボラ課		保健センター	学校教育課	延べ総数	
女性相談	相談件数	保護人数	相談件数	保護人数	相談件数	保護人数				
平成27年度	25(8)	2(2)	0	21(13)	0	34(34)	0	24(7)	0(0)	106(64)
	市民活動推進課 (女性相談+法律相談)	地域包括ケア課							学校教育課	延べ総数
		相談件数		保護人数						
平成28年度	9(3)	36(13)		1				0		46(16)
平成29年度	4(2)	59(24)		2				0		65(26)
平成30年度	12(5)	57(19)		0				0		69(24)
令和元年度	32(14)	39(13)		2				0		73(27)

延べ件数（実人数）

※ 保護人数

被害者が加害者からの暴力や追及から逃れるため家を出たいと思っても、加害者に知られずに身を寄せる場所がない場合に、施設に一時的に保護した被害者の人数を示します。

資料：市民活動推進課、地域包括ケア課、学校教育課

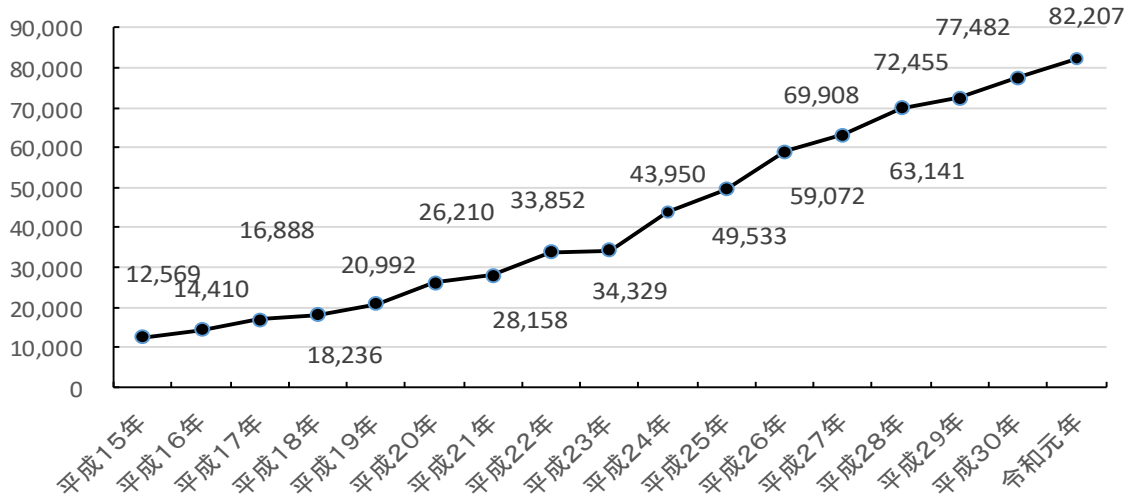
平成29年1月1日付け組織改正により、旧人権文化課のDV相談機能及び旧こども福祉課の相談支援担当が地域包括ケア課に移管しました。

また、保健センターの母子保健機能はネウボラ課に移管されましたが、相談支援となるケアマネジメントは地域包括ケア課に集約され、従来の区分では相談件数が重複することになります。そのため、平成28年度から地域包括ケア課のDV相談件数は、社会援護課、旧人権文化課、旧こども福祉課、保健センターの相談件数を合算した数とします。

市民活動推進課によるDV件数は、平成27年度までは女性相談のみの件数でしたが、平成28年度から女性相談と法律相談を合算した件数とします。

【図表15】

配偶者からの暴力事案等への相談等状況



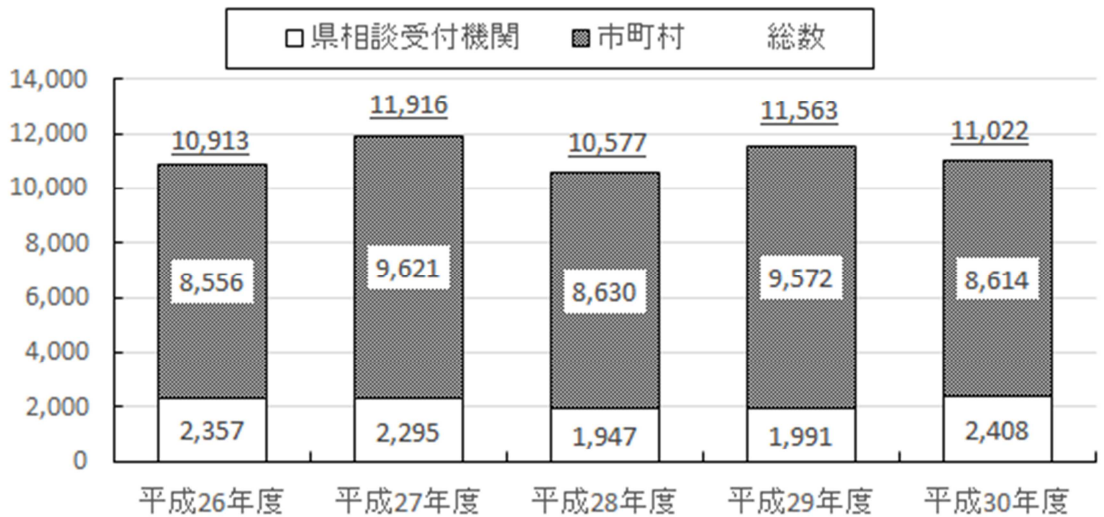
注1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

注2) 法改正を受け、平成16年12月2日施行以降、離婚後に引き続き暴力等を受けた事案について、平成20年1月11日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案について、また、平成26年1月3日以降、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上

資料：警察庁

【図表16】

県全体でのDV相談件数



資料：埼玉県DV防止基本計画（埼玉県男女共同参画課）

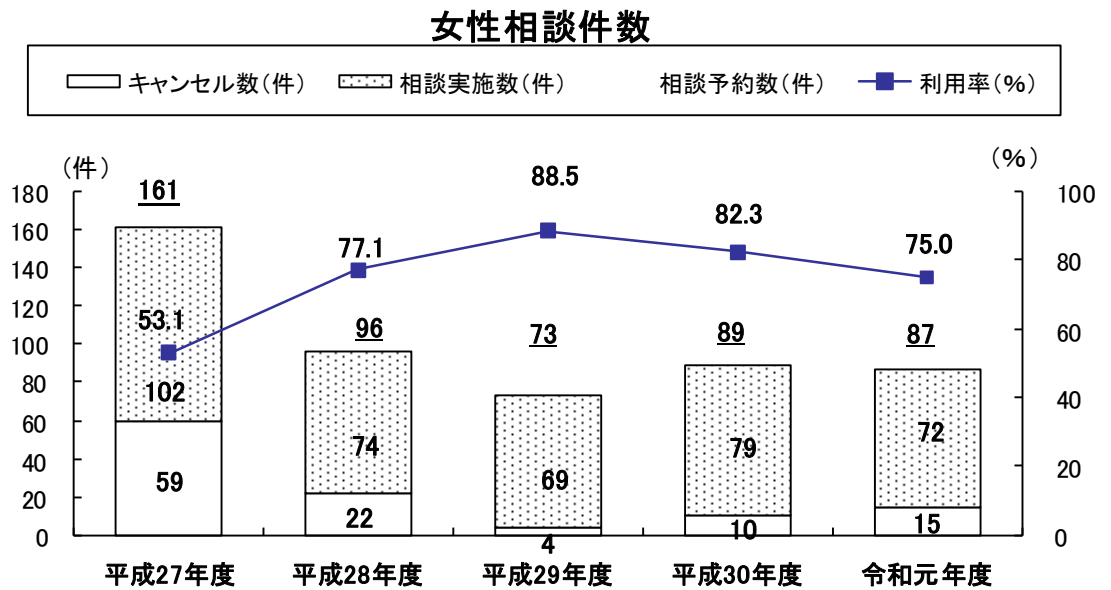
## (6) 女性相談

和光市では、女性の様々な悩みに対応するため、毎月第2、4火曜日に専門の女性カウンセラーによる女性相談を開設しています。

女性相談の実施件数は、平成28年度に100件を下回りました。【※図表17】

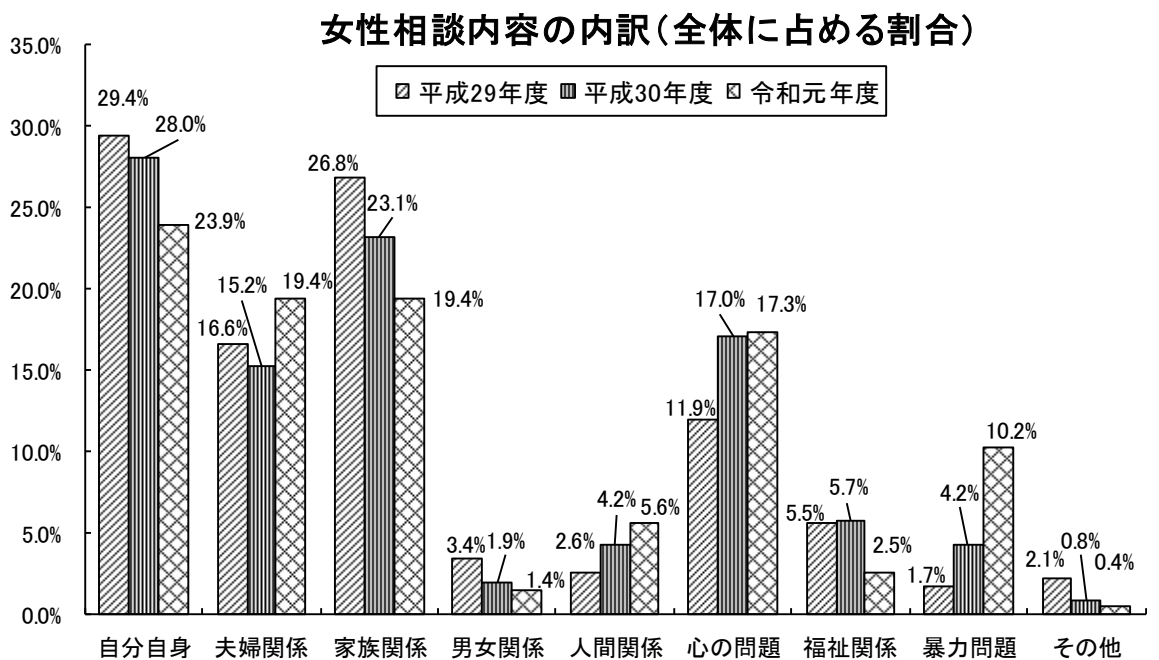
なお、女性相談内容の内訳は、「自分自身」に関すること（性格、生きがい、更年期、病気、生涯、妊娠出産、生き方等）が最も多く、次いで「夫婦関係」、「家族関係」、「心の問題」と続いています。令和元年度の相談件数では、特に「暴力問題」に関する相談の割合が増加しています。【※図表18】

【図表17】



資料：市民活動推進課

【図表18】



資料：市民活動推進課

## (7) 男女共同参画苦情申立て

和光市では、和光市男女共同参画推進条例に基づいて、平成17年4月1日から男女共同参画苦情等処理の窓口を設置しています。市は、「市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策」についての苦情や、性別による差別的取扱い等、男女共同参画を阻害する人権侵害についての申立てを受けた場合、必要に応じて男女共同参画苦情等処理委員に調査を依頼し、その結果に応じて各種措置を行います。和光市の男女共同参画苦情等処理委員は、女性・男性各1人（大学教授、弁護士）です。

和光市では、申立て窓口の設置以降、令和2年3月31日現在で苦情申立件数は0件となっています。

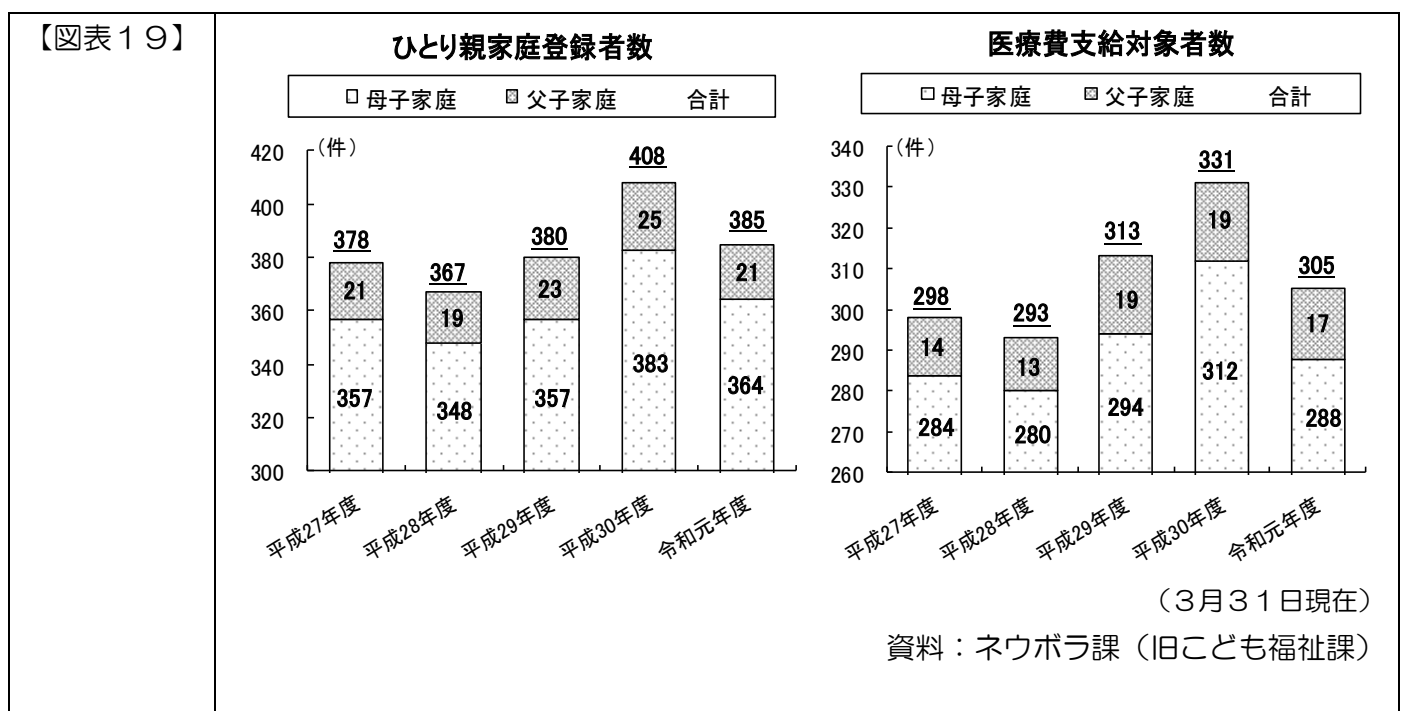
## (8) ひとり親家庭制度及び生活保護の状況

和光市のひとり親家庭制度の登録者数は、前年度に比べ23人の減少となっています。また、ひとり親家庭等医療費助成制度の対象者数についても、前年度に比べて26人の減少となっています。いずれも、父子家庭よりも母子家庭の方が大きく減少しています。【※図表19】

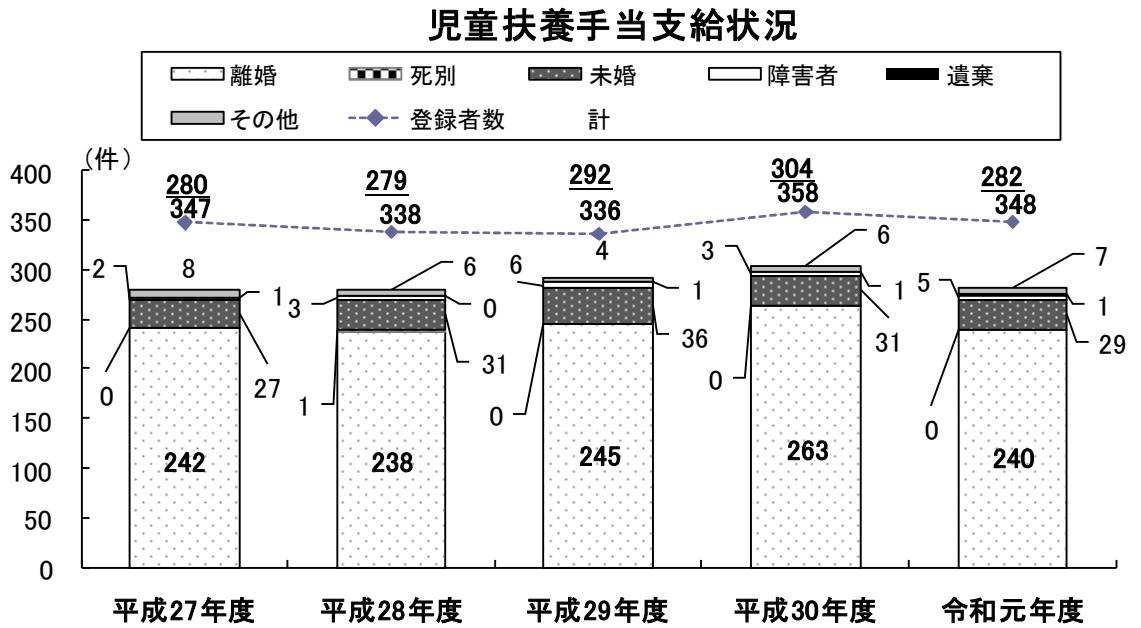
児童扶養手当の支給対象者は、令和元年度は前年度に比べると22件減少しています。支給事由のうち最も多いのは「離婚」で、次いで「未婚」となっています。【※図表20】

また、生活保護法による被保護世帯は、平成29年度より増加傾向にあり、令和元年度は前年度に比べて11世帯増加しています。【※図表21】

なお、被保護世帯のうち、母子世帯の占める割合は前年度とほぼ変わりなく、全体の約3.8%となっています。【※図表22】

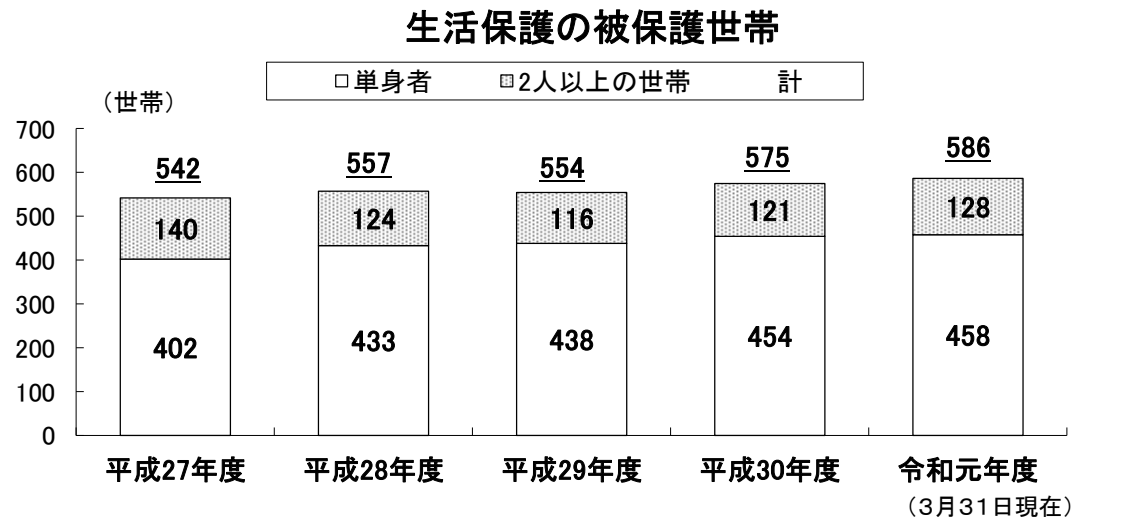


【図表20】



資料：ネウボラ課（旧こども福祉課）

【図表21】



資料：社会援護課

【図表22】

### 生活保護世帯の内訳

	単身者世帯					2人以上の世帯						計	
	世高齢者	世障害者	世傷病者	世その他	合計	世高齢者	母子世帯	父子世帯	世障害者	世傷病者	世その他		合計
平成27年度	239	38	47	78	402	46	21	2	8	13	50	140	542
平成28年度	276	40	44	73	433	43	21	2	5	11	42	124	557
平成29年度	282	40	52	64	438	42	20	1	6	13	34	116	554
平成30年度	289	46	58	61	454	48	19	2	9	9	34	121	575
令和元年度	291	52	57	58	458	50	22	2	10	7	37	128	586

各年度末3月31日現在

資料：社会援護課

## (9) 女性の就労状況

日本の女性の労働力率（※注1）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという「M字カーブ」を描く傾向にありましたが、近年そのカーブは以前に比べて浅くなってきています。また、M字カーブの底となる年齢階級も上昇してきています。これは、結婚・出産期に働く（又は働く意思を持つ）女性が増えてきており、また、結婚・出産期に当たる年齢階級が上昇してきていることを示しています。【※図表23】

和光市においてもM字カーブは浅くなってきていますが、M字カーブの底に当たる年齢階級（35～39歳）での労働力率は67.4%と、全国の同年齢階級での労働力率72.7%に比べて約5%低くなっています。【※図表24】

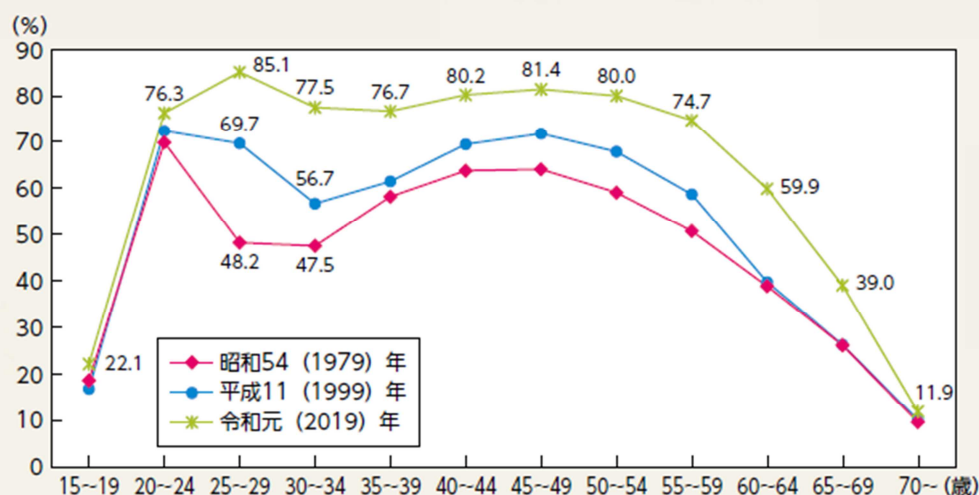
なお、総務省統計局の「労働力調査」によると、女性の就業希望者は231万人いると予測されています。求職していない理由としては依然として「出産・育児のため」が多く、仕事と出産・育児の両立が難しい現状を表しています。【※図表25】

※注1 労働力率

15歳以上の人口に占める労働力人口の割合のことです。労働力人口とは、就業者と完全失業者（仕事がなかったが、就業が可能でこれを希望し、かつ仕事を探していた又は求職活動の結果を待っている者）を合算した人数です。つまり、労働力率とは人口に占める就業意思を持つ人の割合を示します。

【図表23】

I-2-3図 女性の年齢階級別労働力率の推移

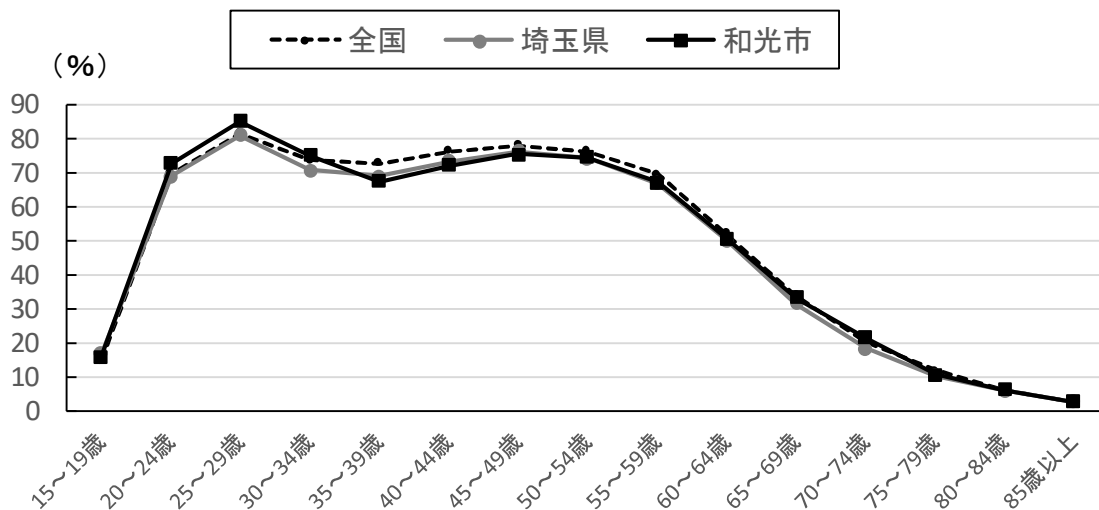


(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。  
2. 労働力率は、「労働力人口（就業者+完全失業者）」/「15歳以上人口」×100。

資料：内閣府男女共同参画白書

【図表24】

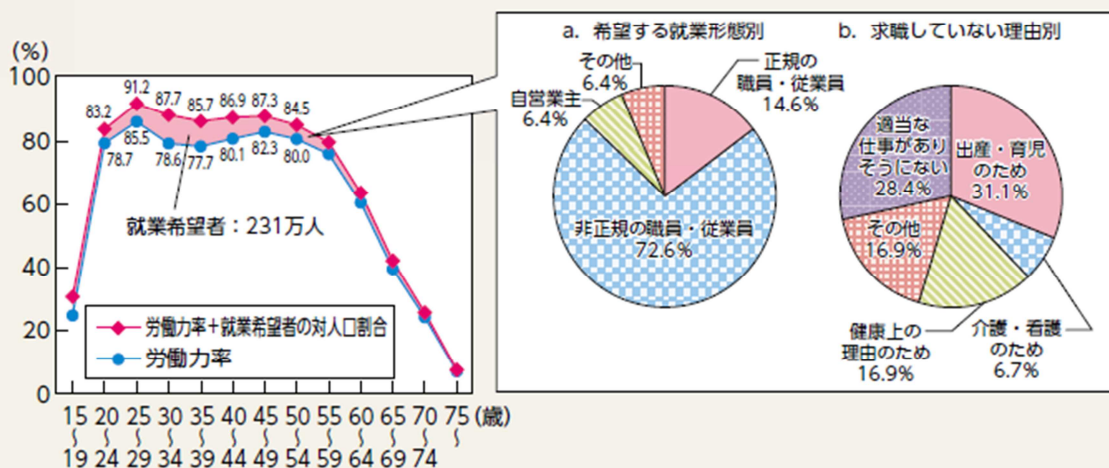
### 女性の年齢階級別労働力率(平成27年度)



資料：総務省統計局（国勢調査）

【図表25】

### I-2-8図 女性の就業希望者の内訳(令和元(2019)年)



- (備考) 1. 総務省「労働力調査(詳細集計)」(令和元年)より作成。  
 2. 労働力率+就業希望者の対人口割合は、(「労働力人口」+「就業希望者」) / 「15歳以上人口」×100。  
 3. 「自営業主」には、「内職者」を含む。  
 4. 割合は、希望する就業形態別内訳及び求職していない理由別内訳の合計に占める割合を示す。

資料：内閣府男女共同参画白書



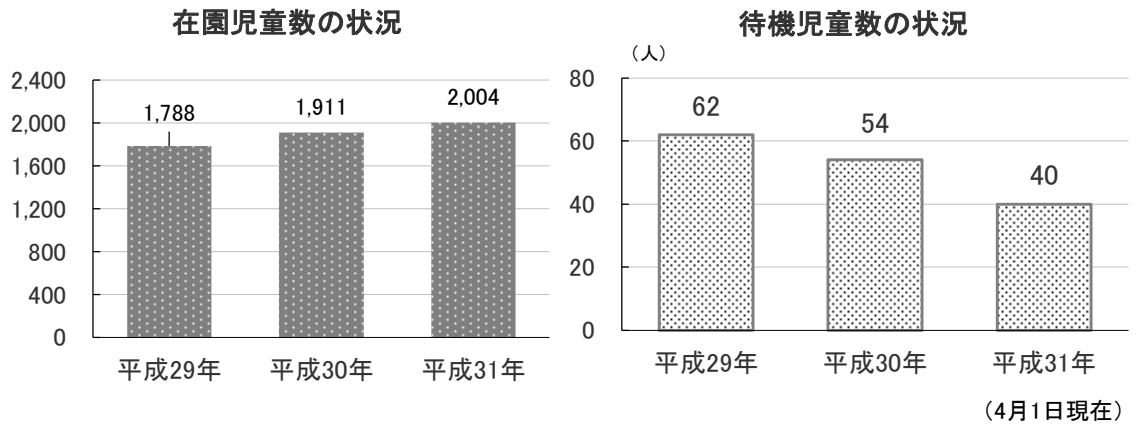
## (10) 保育園の状況

和光市内の保育園は、平成27年度から開始した「子ども・子育て支援新制度」により、令和元年度も待機児童解消に向けた基盤整備を続けています。

平成31年4月には、保育園等の整備を行いました。これにより、市内保育園の在園児童数は、前年に引き続き増加しており、待機児童数は前年に比べ14人減少しています。【※図表26】

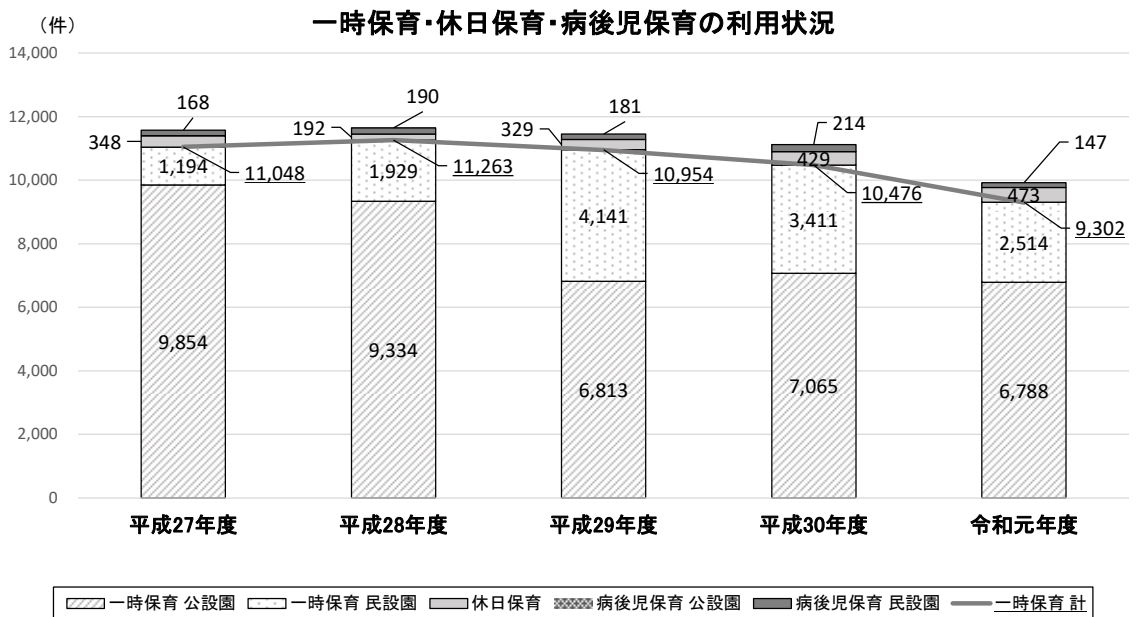
また、市内保育園における一時保育・休日保育・病後児保育の合計利用数は平成28年をピークに減少しています。一時保育の利用者減少の要因としては、女性の社会進出が進んでいく中で、より長い時間、より多くの日数を預けたいという保育ニーズの高まりにより、利用日数が限定される一時保育事業の利用は減少していると考えられます。さらに、令和元年10月から始まった幼児教育・保育無償化に伴い、その傾向は強まっています。また、休日保育利用者数は、平成29年より増加傾向にあり、働き方の多様化が進んでいると考えられます。【※図表27】

【図表26】



資料：保育サポート課

【図表27】



資料：保育サポート課（旧こども福祉課）

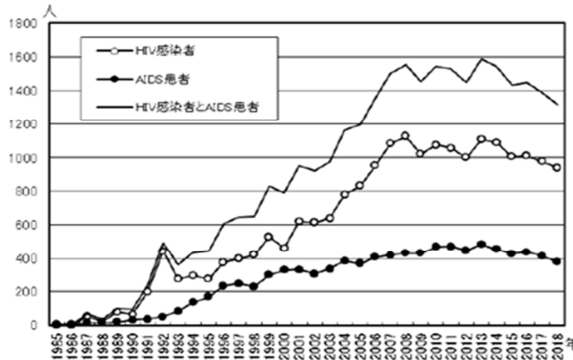
(11) 健康・福祉

厚生労働省エイズ動向委員会によると、新規 HIV 感染者及び AIDS 患者報告数は 2013 年をピークに減少傾向となっており、年齢階級別の新規 HIV 感染者の罹患率では、25-34 歳に占める割合が高い傾向が続いています。【※図表 28】 HIV 感染者及び AIDS 患者の報告地別\*推移を見ますと、埼玉県は横ばい傾向が続いています。【図表 29】

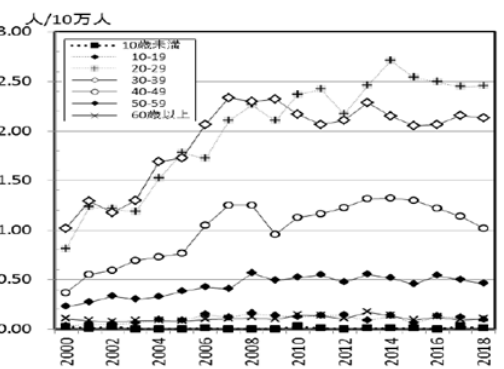
\*HIV/AIDS 動向調査における報告地とは、検査された医療機関や検査場所であり、感染者及び患者の在住場所ではない

【図表 28】

新規 HIV 感染者及び AIDS 患者  
報告数の年次推移



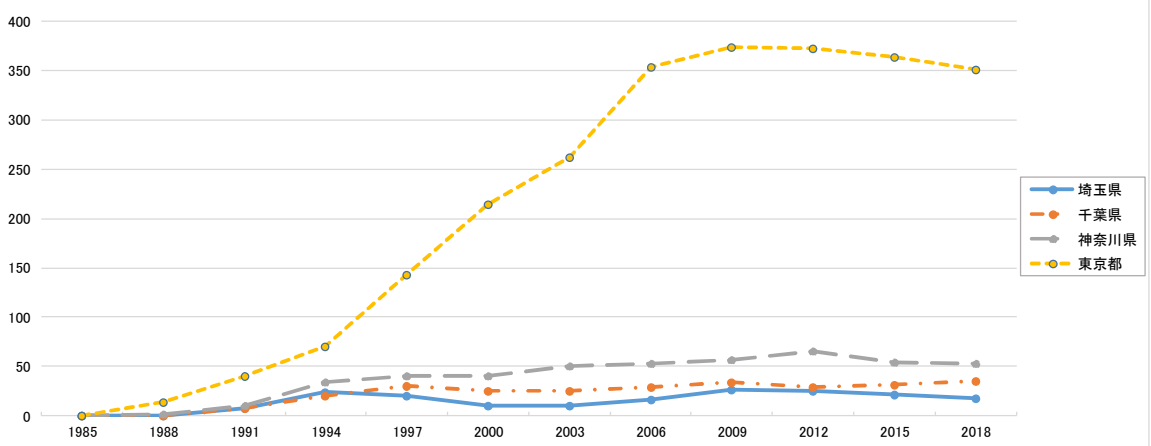
年齢階級別新規 HIV 感染者罹患率の  
年次推移



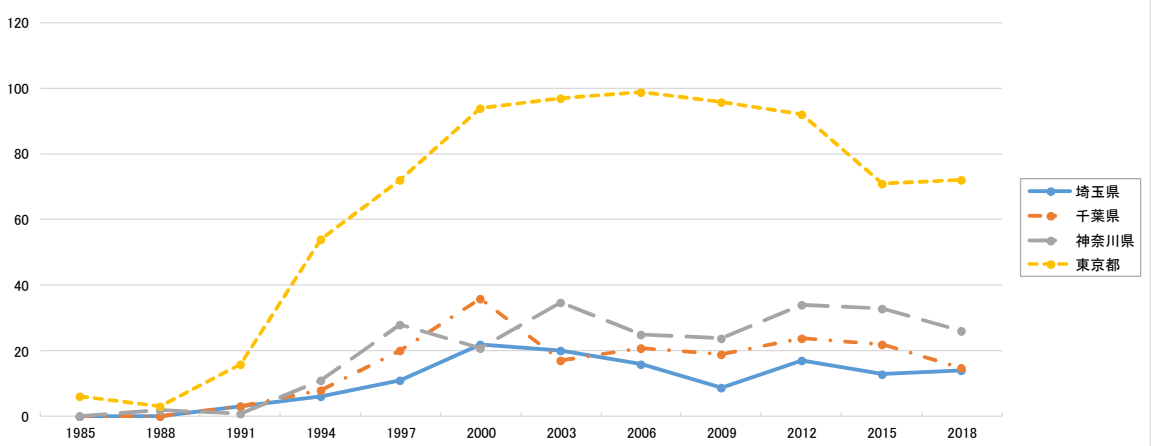
資料：厚生労働省エイズ動向委員会

【図表 29】

HIV感染者の報告地別年次推移



AIDS患者の報告地別年次推移



資料：厚生労働省エイズ動向委員会

## (12) 社会参画

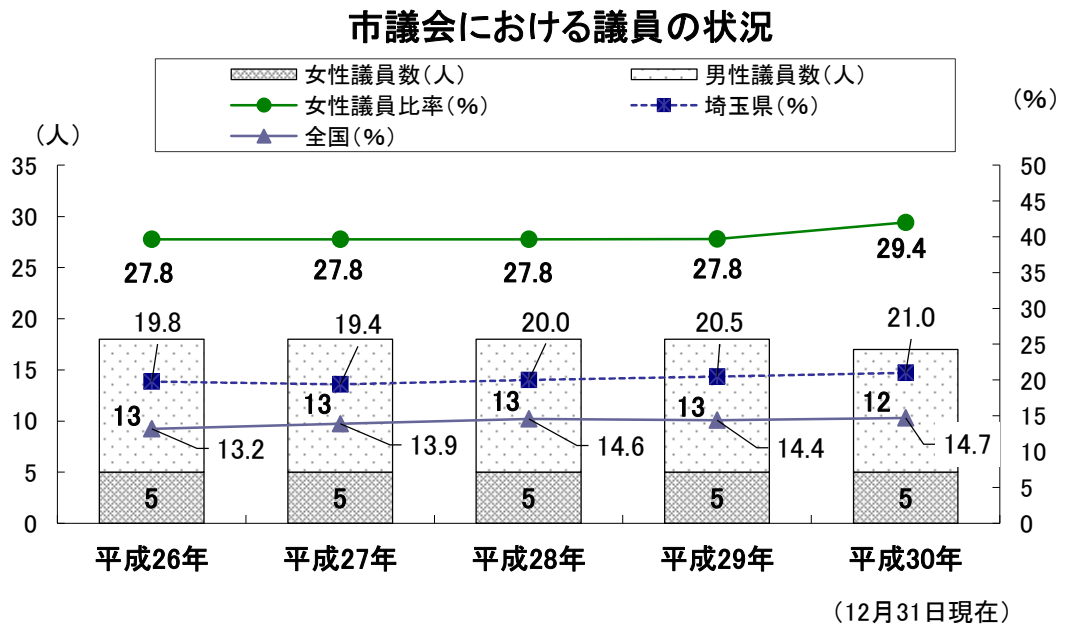
和光市議会の議員に占める女性の割合は、前年から若干増えて29.4%であり、引き続き埼玉県や全国の割合を大きく上回っている状況が続いています。【※図表30】

内閣府の男女共同参画白書によると、地方議会における女性議員の割合は都市部で高くなっていることが読み取れます。また、すべての議会で女性議員の割合が上昇しています。【※図表31】

また、平成31年4月1日時点で地方自治法に基づく審議会等は24件あり、この審議会等の委員に占める女性の割合は、37.0%となっています。この割合は埼玉県においては高いものの、全国と比較すると低い傾向が続いています。【※図表32】

なお、埼玉県内で女性委員の比率が30%以上を占める市町村は、和光市を含め13市となっており、前年から2市の増加となりました。

【図表30】



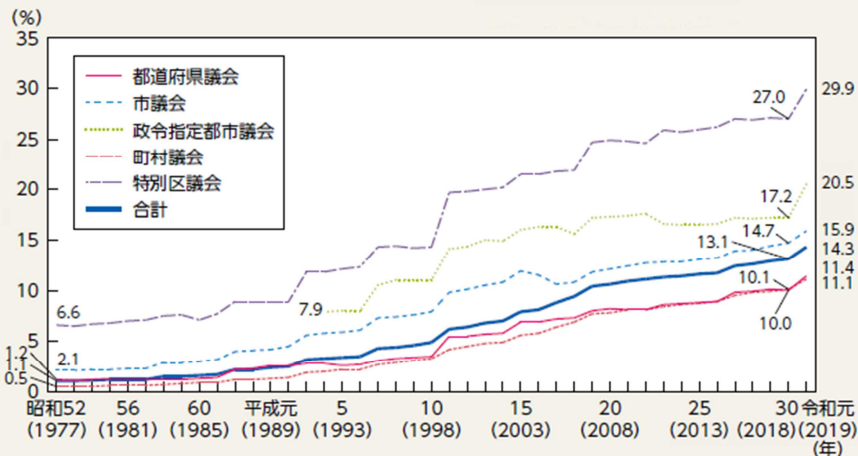
資料：議会事務局

男女共同参画に関する年次報告（埼玉県男女共同参画課）

女性の政策決定参画状況調べ（内閣府）

I-1-6図 地方議会における女性議員の割合の推移

【図表31】



(備考) 1. 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査等」をもとに内閣府において作成。  
2. 各年12月末現在。  
3. 市議会は政令指定都市議会を含む。なお、合計は都道府県議会及び市区町村議会の合計。

資料：内閣府男女共同参画白書

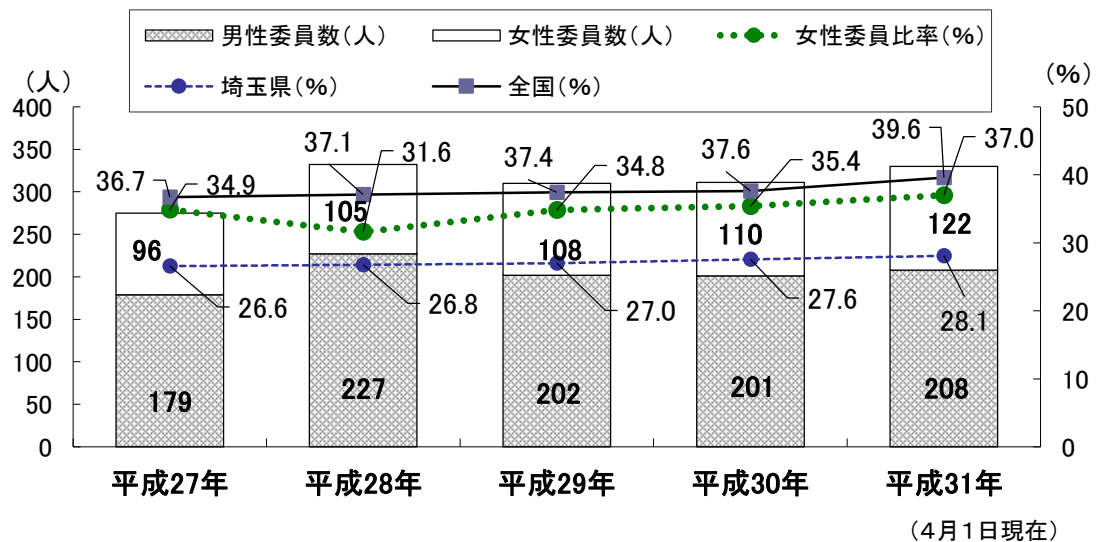
【図表32】

和光市審議会等の状況（地方自治法第202条の3に基づく）

審議会等名	担当課所等	平成31年4月1日現在			
		委員総数	女性委員数 (人)	男性委員数 (人)	女性委員 割合(%)
1 和光市都市計画審議会	都市整備課	12	1	11	8.3
2 和光市景観審議会	都市整備課	6	1	5	16.7
3 和光市下水道事業運営審議会	企業経営課	10	4	6	40.0
4 和光市水道事業審議会	企業経営課	9	2	7	22.2
5 和光市男女共同参画推進審議会	総務人権課	12	6	6	50.0
6 和光市社会教育委員会議	生涯学習課	15	7	8	46.7
7 和光市文化財保護委員会	生涯学習課	10	2	8	20.0
8 和光市公民館運営審議会	公民館	14	7	7	50.0
9 和光市図書館協議会	図書館	10	6	4	60.0
10 和光市青少年問題協議会	スポーツ青少年課	31	10	21	32.3
11 和光市スポーツ推進委員会議	スポーツ青少年課	13	4	9	30.8
12 和光市介護保険運営協議会	長寿あんしん課	15	7	8	46.7
13 和光市介護認定審査会	長寿あんしん課	20	7	13	35.0
14 和光市国民健康保険運営協議会	健康保険医療課	15	10	5	66.7
15 ヘルスソーシャルキャピタル審議会	健康保険医療課	10	3	7	30.0
16 和光市子ども・子育て支援会議	保育施設課	17	12	5	70.6
17 和光市環境審議会	環境課	10	4	6	40.0
18 和光市総合振興計画審議会	政策課	14	9	5	64
19 和光市市民参加推進会議	政策課	8	4	4	50
20 和光市情報公開・個人情報保護審査会	情報推進課	3	1	2	33.3
21 和光市個人情報保護審議会	情報推進課	7	2	5	28.6
22 和光市防災会議	危機管理室	33	6	27	18.2
23 和光市国民保護協議会	危機管理室	29	4	25	13.8
24 和光市民生委員推薦会	社会援護課	7	3	4	42.9
25 和光市廃棄物減量等推進審議会	資源リサイクル課	-	-	-	-
計		330	122	208	37.0

資料：総務人権課

審議会等における委員の状況



資料：総務人権課 男女共同参画に関する年次報告（埼玉県男女共同参画課）  
女性の政策・方針決定参画状況調べ（内閣府）

男女共同参画に関する国際的な指数として、日本はHDI（人間開発指数）（※注1）が189か国中19位、GDI（ジェンダー開発指数）（※注2）が166か国中51位、GGI（ジェンダー・ギャップ指数）（※注3）が153か国中121位となっています。

HDIは前年と同順位ですが、GGIに関しては前年よりも11位順位を下げました。GGIについては、HDIやGDIに比べて著しく低くなっています。これは、健康や教育等人間開発の達成度では高い水準にありますが、政治や経済における意思決定に参加する機会等において、諸外国と比べて男女間の格差が大きいことが原因です。【※図表33】

※注1 HDI（人間開発指数、Human Development Index）

国連開発計画（UNDP）による指数で、「長寿で健康的な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」の3つの側面の達成度の複合指数のことです。具体的には平均余命、教育達成度、所得の変数から構成されています。

※注2 GDI（ジェンダー開発指数、Gender Development Index）

国連開発計画（UNDP）による指数で、人間開発における男女格差を表すもので、男女別の人間開発指数の比率で示されます。

※注3 GGI（ジェンダー・ギャップ指数、Gender Gap Index）

経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化し、ランク付けしたもので、各国の実際の資源や経済力のレベルではなく、それが資源や機会としてどのように男女に配分されているか、男女の格差を示します。

【図表33】	男女共同参画に関する国際的な指数								
	HDI (人間開発指数)			GDI (ジェンダー開発指数)			GGI (ジェンダー・ギャップ指数)		
	19位/189か国			51位/166か国			121位/153か国		
	2018年			2018年			2019年		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GDI値	順位	国名	GGI値	
	1	ノルウェー	0.954	1	カザフスタン	0.999	1	アイスランド	0.877
	2	スイス	0.946	1	クウェート	0.999	2	ノルウェー	0.842
	3	アイルランド	0.942	3	トリニダード・トバゴ	1.002	3	フィンランド	0.832
	4	ドイツ	0.939	4	ドミニカ共和国	1.003	4	スウェーデン	0.82
	4	香港	0.939	4	ベトナム	1.003	5	ニカラグア	0.804
	6	オーストラリア	0.938	4	ブルンジ	1.003	6	ニュージーランド	0.799
	6	アイスランド	0.938	4	スロベニア	1.003	7	アイルランド	0.798
	8	スウェーデン	0.937	8	フィリピン	1.004	8	スペイン	0.795
	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	19	日本	0.915	51	日本	0.976	121	日本	0.652

資料：内閣府男女共同参画局

## (13) 市職員の状況

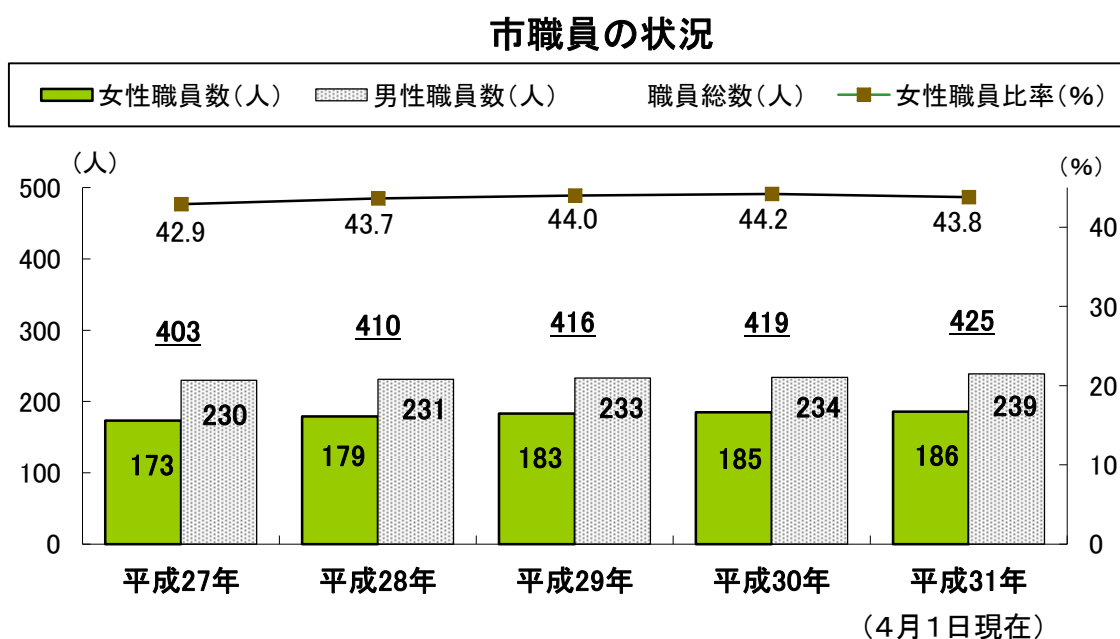
### ア 市職員の構成

和光市の職員の状況は、平成31年4月1日に6名増えました。職員の総数に係る女性職員の比率は前年度よりも0.4%減って43.8%となっています。【※図表34】一方で、市職員のうち、指導的立場（主査級以上）にいる職員の割合は、平成27年から上昇し、平成31年4月1日現在、前年と同じ35.2%となっています。【※図表35】

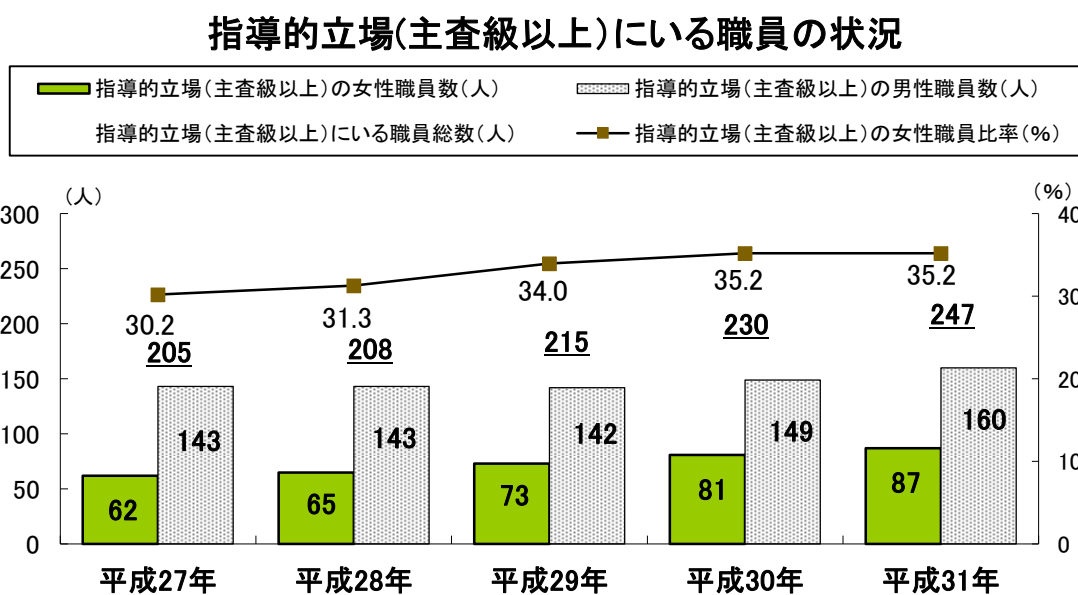
県内市町村における女性職員の割合に対して、和光市における割合は県平均を上回っています。また、同様に女性役付職員（係長級以上＝主査級以上）の割合についても、和光市における割合は県平均を上回っています。【※図表36】

なお、課長相当職以上に占める女性の割合については、埼玉県は全国の市町村の平均15.3%を下回り、14.4%です。【※図表37】

【図表34】



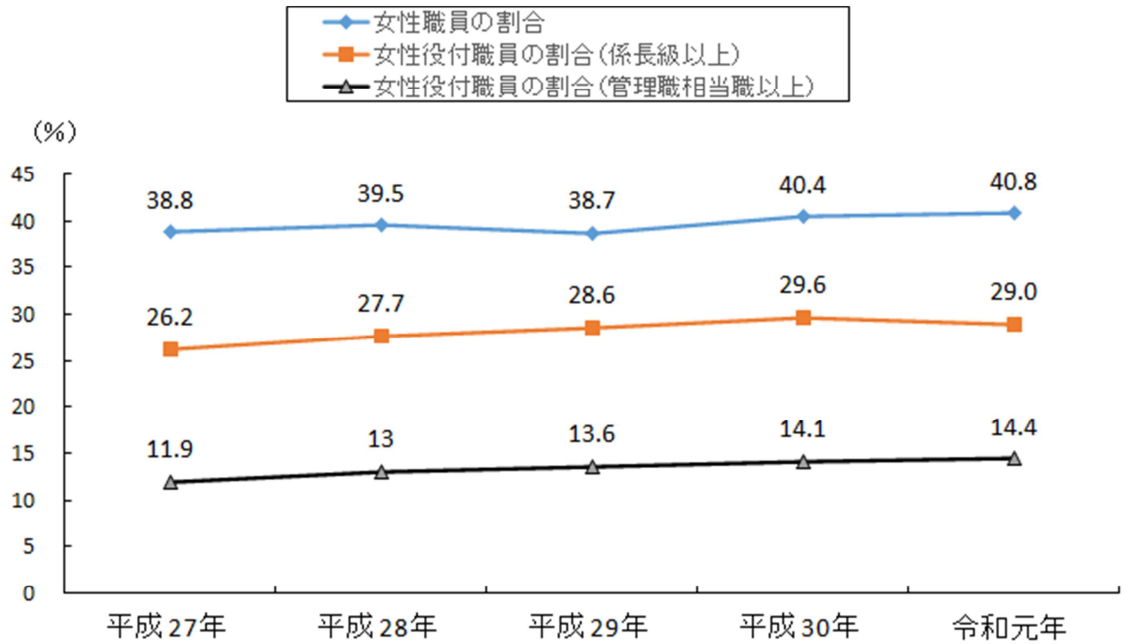
【図表35】



資料：職員課

【図表36】

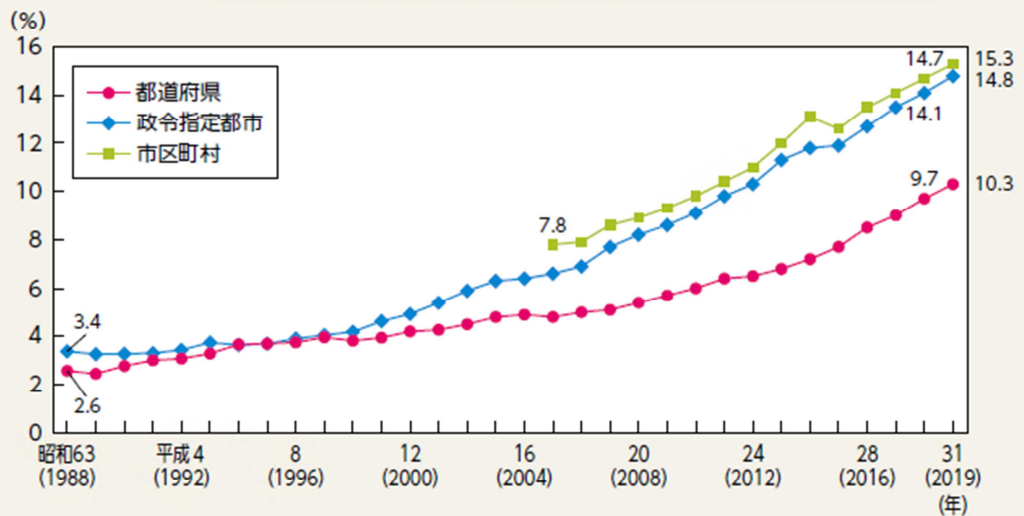
埼玉県内の市町村における女性の職員・役付職員の割合



資料：男女共同参画に関する年次報告（埼玉県男女共同参画課）

【図表37】

I-1-8 図 地方公務員課長相当職以上に占める女性の割合の推移



- (備考) 1. 平成5年までは厚生労働省資料，平成6年からは内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。平成5年までは各年6月1日現在，平成6年から15年までは各年3月31日現在，平成16年以降は原則として各年4月1日現在。
2. 市区町村の値には，政令指定都市を含む。
3. 平成15年までは都道府県によっては警察本部を含めていない。
4. 東日本大震災の影響により，平成23年の値には岩手県の一部（花巻市，陸前高田市，釜石市，大槌町），宮城県の一部（女川町，南三陸町），福島県の一部（南相馬市，下郷町，広野町，楡葉町，富岡町，大熊町，双葉町，浪江町，飯館村）が，平成24年の値には福島県の一部（川内村，葛尾村，飯館村）がそれぞれ含まれていない。また，北海道胆振東部地震の影響により，平成30年の値には北海道厚真町が含まれていない。
5. 平成27年以降は，役職段階別に女性数及び総数を把握した結果を基に，課長相当職及び部局長・次長相当職に占める女性の割合を算出。

資料：内閣府男女共同参画白書

## イ 市職員における子育て等休暇制度の利用状況

現在和光市役所では、「子の看護等休暇」、「男性の育児参加休暇」、「育児時間休暇」、「育児休業」、「部分休業」の5つの子育て休暇制度と「介護休暇」制度を設けています。各制度の利用状況は、「子の看護等休暇」を除き、概ね例年通りとなっています。「子の看護等休暇」については、平成28年度から男女ともに利用者数が増え、令和元年度は男性の利用率が約4割となっています。また、男性の育児参加休暇取得者は前年に引き続き5名となっています。【※図表38】

一方、令和元年度における男性の育児休業の取得状況は、民間企業、地方公務員及び国家公務員の全国平均値と比較すると、和光市は27.3%と高い数値を示しています。なお、国家公務員は平成26年度から大きく数値を伸ばしています。【※図表39】

【図表38】

市職員における子育て等休暇制度の利用状況

休暇・休業の種類	注1) 子の看護等休暇		注2) 男性育児参加休暇		注3) 育児時間休暇		注4) 育児休業		注5) 部分休業		注6) 介護休暇		介護を理由に 退職した数	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
平成27年度	8	12	-	1	3	0	28	3	12	1	1	1	0	0
平成28年度	41	21	-	2	5	0	28	1	16	1	0	0	0	0
平成29年度	16	9	-	0	6	0	24	2	19	1	0	0	0	0
平成30年度	48	34	-	5	7	0	32	2	20	0	1	0	0	0
令和元年度	34	35	-	5	6	0	31	3	14	0	0	0	0	0

資料：職員課

### ※注1 子の看護等のための休暇

中学校就学前の子が、負傷又は疾病にかかった際の看護、機能回復訓練（リハビリ）の介助又は健康診断や予防接種等の受診に伴う付き添いのために勤務しないことが相当であると認められる場合に、1年に7日の範囲で休暇をとることができます。

### ※注2 男性の育児参加休暇

職員の妻の産前6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）、産後8週間の期間内において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を職員が養育する場合に、当該期間内において5日の範囲で休暇をとることができます。

### ※注3 育児時間休暇

生後1年に達しない子を育てる場合、1日2回それぞれ30分間の休暇をとることができます。ただし、部分休業と異なり、有給休暇となります。

### ※注4 育児休業

子どもが3歳に達する日までの希望する期間を休業することができます。特別な事情がある場合を除き、当該子につき1回の取得となりますが、1回延長することができます。なお、育児休業の期間は無給です。

### ※注5 部分休業

子どもが小学校就学の始期に達する日までの期間で、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲で、職員の託児の様態、通勤の状況等から必要とされる時間について30分単位で休暇をとることができます。なお、給与については、部分休業1時間につき勤務時間1時間当たりの給与を減額して支給されます。

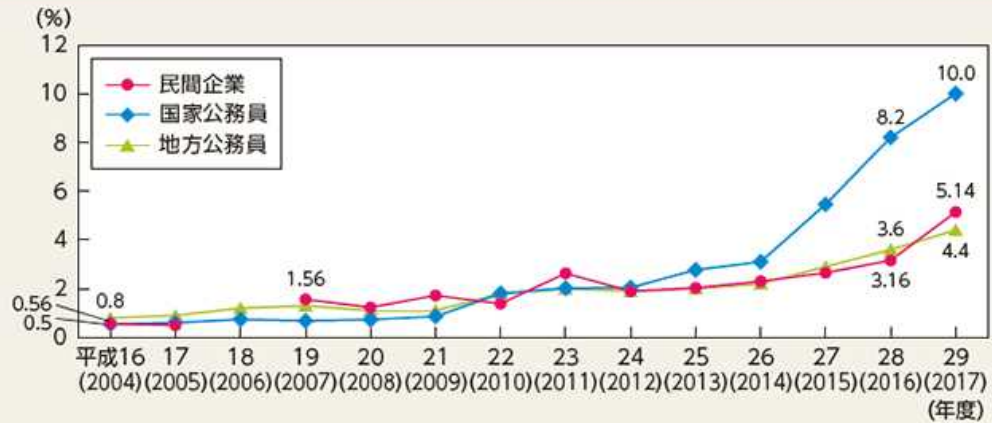


※注6 介護休暇

負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（要介護者）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合、介護を要する一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間、1日又は1時間の単位で休暇をとることができます。1時間単位の場合は、連続した4時間の範囲内です。

【図表39】

I-3-12図 男性の育児休業取得率の推移



- (備考) 1. 国家公務員は、平成17年度までは総務省、平成18年度から23年度までは総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、平成24年度は総務省・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、平成25年度は内閣官房内閣人事局・人事院、平成26年度以降は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より作成。
2. 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成。
3. 民間企業は、「雇用均等基本調査」より作成。
4. 育児休業取得率の算出方法は、国家公務員・地方公務員は当該年度中に子が出生した者の数に対する当該年度中に新たに育児休業を取得した者（再度の育児休業者を除く）の数の割合。民間企業は、調査時点の前々年度の10月1日～前年度の9月30日に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、調査時点（10月1日）までに育児休業を開始した者（開始の予定の申出をしている者を含む。）の割合である。
5. 東日本大震災のため、国家公務員の平成22年度値は、調査の実施が困難な官署に在勤する職員（850人）を除く。地方公務員の平成22年度値は、岩手県の1市1町、宮城県の1町を除く。

資料：内閣府男女共同参画白書

## 2 第3次和光市行動計画男女共同参画わこうプランの取組状況

### (1) プラン施策体系

基本目標	主要目標	施策	No.	主な取組	
1 男女共同参画意識の普及啓発	(1) 男女の人権を尊重する意識の浸透	①男女の人権を尊重するための意識啓発と情報提供 <b>重点</b>	1-1-1-1	I 男女の人権の尊重に関するシンポジウムやセミナーの開催	
			1-1-1-2	広報やホームページの活用による情報提供と啓発資料の発行	
			1-1-1-3	関連図書設置等による情報提供	
		②生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重の理念普及 <b>重点</b>	1-1-2-1	性と生殖に関する健康と権利に関するセミナー等の開催	
			1-1-2-2	広報やホームページの活用による情報提供と啓発資料の発行	
			1-1-2-3	性的指向(異性愛・同性愛・両性愛)に関して困難を抱えている場合や、性同一性障害などを有する方々への理解を深めるための情報提供	
			1-1-3-1	メディア・リテラシーの育成をめざしたセミナー等の開催	
			1-1-3-2	ポスター掲示等による民間刊行物等への周知徹底	
		③メディア・リテラシーの育成 <b>重点</b>	1-1-3-3	市刊行物における男女平等の視点の指導徹底	
			1-1-3-4	和光市表現ガイドの活用	
	1-1-3-5		小、中学校におけるメディア・リテラシー教育の実施		
	(2) 性別による固定的な役割分担意識の解消		①男女共同参画の視点に立った社会通念・慣行の普及啓発	1-2-1-1	広報やホームページの活用による情報提供と啓発資料の発行
				1-2-1-2	性別による固定的な役割分担意識の解消に向けたセミナーの開催
		②男女共同参画に関する学習機会の充実	1-2-2-1	男女共同参画の視点に立ったシンポジウム、セミナーの開催	
			1-2-3-1	家事・育児等に関する情報提供、セミナーの開催	
		③男女の自立を支える生活能力の向上	1-2-3-2	男性の家事・育児への参画意識を促すセミナーの開催	
			(3) 男女平等教育の推進	①家庭における男女平等教育の推進	1-3-1-1
	1-3-1-2	条例パンフレット等による情報提供と意識啓発			
	1-3-1-3	男女平等の視点に基づいた図書の提供			
	②学校・保育園・幼稚園における男女平等教育の推進	1-3-2-1		男女共同参画に関するチラシの配布やポスター掲示等による学校・保育園・幼稚園への男女平等教育の普及	
		1-3-2-2		教育現場に応じた混合名簿の推進	
		1-3-2-3		男女平等の視点に基づいた図書の選定	
		1-3-2-4		幼保小連絡協議会を通じた、教育指導の推進	
		1-3-2-5		児童、生徒の発達に応じた性教育の推進	
		1-3-2-6		PTA・保護者会等への男女平等意識の啓発	
		1-3-2-7		男女平等に関する学習内容や指導方法を充実させるための調査・研究の推進	
	1-3-2-8	教員、保育士等への男女平等研修の実施			
	1-3-2-9	小学校・中学校における管理職教員数の男女差の解消に向けた検討			
	③地域における男女平等教育の推進	1-3-3-1	男女がともに地域に参画するために必要な学習機会の提供		
		1-3-3-2	放課後こども教室における男女共同参画の視点に立った学習機会の提供		
2 あらゆる暴力の根絶	(1) 暴力の根絶に向けた意識の浸透	①DV・セクハラ防止のための意識啓発 <b>重点</b>	2-1-1-1	DVやセクハラ等防止に向けたシンポジウム、セミナー・広報、ホームページ、ポスター等による市民・団体・市内事業所への啓発	
			2-1-1-2	DV、セクハラ等防止に向けた職員への研修や啓発	
			2-1-1-3	若年者に対するデートDV防止セミナーの開催と関連資料の配布による啓発	
		②児童虐待防止のための意識啓発 <b>重点</b>	2-1-2-1	広報、ホームページ、ポスター等を通じた市民・団体への啓発	
			2-1-2-2	児童虐待防止に向けたシンポジウムやセミナーの開催及び開催支援	
			2-1-2-3	「子どもの権利条例」制定の検討	
	(2) 相談窓口の充実と周知	①DV・セクハラ相談窓口の充実と周知、被害の早期発見と未然防止 <b>重点</b>	2-2-1-1	女性相談の充実と周知	
			2-2-1-2	男女共同参画苦情処理相談の窓口の周知と活用	
			2-2-1-3	DV・セクハラに関する外部相談機関の情報提供	
			2-2-1-4	セクハラ防止に向けた職場環境の整備、苦情及び相談への対応	
			2-2-1-5	わこう版ネウボラ事業(母子保健相談支援事業、産後ケア事業、産前・産後サポート事業)、母子保健事業(乳幼児健康診査、プレババママ教室、予防接種等)、各種相談時における、虐待早期発見と未然防止に向けた対応	
			2-2-1-6	被害の早期発見と未然防止に向けた地域への情報提供	
		②育児に関する相談窓口の充実と周知、児童虐待の早期発見と未然防止 <b>重点</b>	2-2-2-1	児童虐待防止相談、家庭児童相談の実施	
			2-2-2-2	産前産後ケアセンター等、子育てに関する外部相談機関との連携	
			2-2-2-3	おかあさん相談、すくすく相談、心理相談、電話・来所相談、栄養相談の実施	
			2-2-2-4	わこう版ネウボラ事業(母子保健相談支援事業、産後ケア事業、産前・産後サポート事業)、母子保健事業(乳幼児健康診査、プレババママ教室、予防接種等9、各種相談時における、虐待早期発見と未然防止に向けた対応	
			2-2-2-5	児童虐待の早期発見と未然防止に向けた地域やNPOとの連携	
			2-2-3-1	和光市DV対策ネットワーク等による情報共有	
③関係機関との情報共有 <b>重点</b>	2-2-3-2	女性相談担当者会議による情報共有			
	2-2-3-3	要保護児童対策地域協議会による情報共有			

基本目標	主要目標	施策	番号	主な取組		
2 あらゆる暴力の根絶	(3) 被害者支援体制の強化と被害者の自立支援	①DV被害者の緊急時の安全確保及び一時保護 <b>重点</b>	2-3-1-1	緊急時安全確保及び一時保護		
			2-3-1-2	緊急時避難者宿泊施設の提供		
			2-3-2-1	市役所での手続き支援		
		②DV被害者の自立に向けた支援 <b>重点</b>		2-3-2-2	必要に応じた同行支援	
				2-3-2-3	被害者の心のケア	
				2-3-2-4	同伴者の子どもの就学等への対応と心のケア	
				2-3-2-5	被害者の自立に向けた経済的支援	
				2-3-2-6	被害者が安全に安心して生活できる居住確保に向けた支援	
				2-3-2-7	外国人、高齢者、障がい者への配慮及び支援	
		③支援体制の強化と関係機関との連携 <b>重点</b>		2-3-2-8	被害者の経済的自立に向けたスキルアップセミナーの開催、情報提供	
				2-3-3-1	和光市DV対策ネットワーク等による情報共有と連携	
				2-3-3-2	女性相談担当者会議による情報共有と連携	
3 男女が共にいきいきと暮らせる環境づくり	(1) 子育てにおける男女共同参画の推進	①子育て支援サービスの充実 <b>重点</b>	3-1-1-1	国基準による保育園待機児童数ゼロを目指す、一時保育等の充実、就労を支援する保育サービスの提供、ひとり親家庭等への支援		
			3-1-1-2	保育園入園予約制度の導入		
			3-1-1-3	保育施設、児童センター、学童保育クラブの充実		
			3-1-1-4	子育て負担軽減のための相談体制の充実		
			3-1-1-5	子育て負担軽減に向けたリラックスセミナーの開催		
			3-1-1-6	養育支援家庭訪問の実施		
			3-1-1-7	地域で子どもを見守る力を促進する観点からの、こんにちは赤ちゃん訪問への市民ボランティアの検討		
			3-1-1-8	子育てに関する情報提供の充実		
			3-1-1-9	既存施設の活用による中・高生等の居場所づくり		
			3-1-1-10	小・中学生の子を持つ親の子育て講座の開催		
			3-1-1-11	市民向け託児付きセミナーの開催		
			3-1-1-12	ユニバーサルデザインによる安全性、利便性を考慮した公共施設等の整備		
	②ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくり <b>重点</b>		3-1-2-1	ワーク・ライフ・バランスの意義と効果を伝え、理解を深めるためのセミナーの開催		
			3-1-2-2	広報、ホームページ等を活用した情報提供		
			③地域における子育て支援の環境づくり <b>重点</b>		3-1-3-1	ファミリー・サポート・センター事業の実施
					3-1-3-2	託児ボランティア制度の検討
					3-1-3-3	子育てについての相談・情報提供、子育て中の親子の交流の場として、子育て世代包括支援センター事業の実施
	3-1-3-4	子育て仲間づくりへの支援				
	3-1-3-5	次代の親の育成に向けた啓発				
	(2) 働く場における男女共同参画の推進	①雇用機会の平等と公平な待遇の実現 <b>重点</b>		3-2-1-1	ポスター・チラシ・セミナー等による採用や労働賃金等男女格差の是正の啓発、労働条件等の改善の啓発、ワークシェアリング制度の普及、積極的改善措置の普及	
				3-2-1-2	家族農業経営協定の普及推進	
3-2-1-3				ポスター・チラシ・セミナー等による非正規雇用者へのワークシェアリング制度などの各種制度や法律の周知		
②育児・介護休業の法律・制度の周知や取得の促進 <b>重点</b>			3-2-2-1	育児・介護休業法等の周知や、男性の育児休業取得の促進、再雇用制度の普及		
			3-2-2-2	100名以下の事業所に対する、一般事業主行動計画の策定の促進		
③ワーク・ライフ・バランスへの理解と実践の促進 <b>重点</b>			3-2-3-1	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けたシンポジウム・セミナーの開催、広報やホームページ等による情報提供		
			3-2-3-2	市男性職員の育児休業取得促進		
			3-2-3-3	男性教員の育児休業の取得促進		
④女性の起業・再就職への支援 <b>重点</b>			3-2-4-1	ポスター・チラシ・市HP・シンポジウム等による就労、多様な働き方に関する情報提供と意識啓発		
			3-2-4-2	就労に関する相談体制の充実と職業能力開発講座等による情報提供		
	3-2-4-3		女性を雇用しやすい環境づくりに向けた支援			
	3-2-4-4		女性の再就職、起業支援のためのセミナー開催や情報提供			
⑤指導的立場への女性の参画促進 <b>重点</b>		3-2-5-1	市内事業所等へのポスター・チラシ・ホームページ、広報による啓発			
		3-2-5-2	300名以下の事業所に対する、一般事業主行動計画の策定の促進			
		(3) 生涯を通じた性と性の健康支援	①性と生殖に関する健康支援	3-3-1-1	女性相談の充実	
3-3-1-2	広報、ホームページによるHIV・エイズ等性感染症についての情報提供					
3-3-1-3	思春期を対象とした性教育の実施や相談体制の充実					
3-3-1-4	電話相談、保健指導などHIV・エイズ等への対応					
3-3-1-5	性的志向(異性愛・同性愛・両性愛)に関して困難を抱えている場合や、性同一性障害などを有する方々への配慮及び支援					
3-3-1-6	女性性と生殖に関するセミナーの開催と情報提供					

基本目標	主要目標	施策	番号	主な取組
3 男女が共にいきいきと暮らせる環境づくり	(3) 生涯を通じた生と性の健康支援	①性と生殖に関する健康支援	3-3-1-7	乳幼児健診、妊産婦・新生児訪問など母子に関わる保健福祉の充実
			3-3-1-8	産前産後ケアセンターとの連携
			3-3-1-9	女性がん検診の充実と受診体制の整備
			3-3-1-10	更年期・骨そしょう症対策を含めた保健指導の充実
		②心とからだの健康支援	3-3-2-1	受診しやすい工夫を検討するなど、各種健(検)診の充実
			3-3-2-2	健(検)診・相談等による生活習慣病予防への対応
			3-3-2-3	心身ともに健康に過ごすための市民向け出前講座の開催
			3-3-2-4	男女ともに参加しやすい工夫をするなど、健康増進及びスポーツ、レクリエーション活動の充実
			3-3-2-5	ポスター・パンフレットによる薬物乱用防止策の啓発強化
		③高齢期における健康支援	3-3-3-1	セミナーや相談等による高齢期における健康づくりの普及
3-3-3-2	長寿あんしんプランや地域福祉計画との連携による高齢者支援の充実			
4 男女共同参画によるまちづくりの推進	(1) 政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画	①審議会等への男女共同参画の促進	4-1-1-1	審議会等における委員の男女比率の均衡の促進
			4-1-1-2	審議会等における委員の男女比率の均衡
		②男女共同参画の推進を担う人材育成	4-1-2-1	セミナー等における女性の人材育成及び活躍のための情報と学習機会の提供
			4-1-2-2	登録制による女性人材の把握と活用
			4-1-2-3	政治や経済等への関心を高めるセミナーの実施及び情報提供
			4-1-2-3	政治や経済等への関心を高めるセミナーの実施及び情報提供
	①地域活動等への男女の参画促進	4-2-1-1	男女がともに参加できる各種セミナーの開催	
		4-2-1-2	男女共同参画の視点に立った市民活動団体・NPOの育成	
		4-2-1-3	地域コミュニティの形成に向けた活動の場の提供、情報の提供	
		②安全・安心な地域づくりの推進	4-2-2-1	男女のニーズに対応した防災・災害復興体制の確立
			4-2-2-2	消防団、自主防災組織における女性リーダーの育成
			4-2-2-3	男女共同参画視点での避難所設置運営
			4-2-2-4	避難所における女性相談窓口の設置
			4-2-2-5	災害復興時における男女共同参画の推進
			4-2-2-6	地域における防犯体制の整備、防犯体制の充実、防犯パトロールの実施、道路照明灯・防犯灯の設置等
		③専門分野への女性の参画	4-2-3-1	学生を対象とした科学講座の開催
	(3) 国際社会「平等・開発・平和」への貢献	①国際的課題への理解と国際貢献に向けた参画意欲の促進	4-3-1-1	国際的課題への理解と国際貢献に向けた参画意欲の促進
			4-3-1-2	国内外の情報収集と提供
		②地域における国際交流の推進	4-3-2-1	市民・国際交流団体・企業・研究機関などの連携促進、和光市国際ネットワークの活動支援
			4-3-2-2	各種イベントやワンナイトステイ事業の実施による国際交流機会の充実
			4-3-2-3	社会教育における、男女共同参画の視点に基づく国際理解教育の推進
			4-3-2-4	学校教育における、男女共同参画の視点に基づく国際理解教育の推進
		③外国人への支援	4-3-3-1	広報紙・ホームページ等における多言語、やさしい日本語による市政・生活情報の提供
			4-3-3-2	和光市国際交流員の活用、和光市多文化共生ボランティアの活用等、市民生活上の支援体制の充実
			4-3-3-3	和光市災害時通訳・翻訳ボランティアによる大規模な災害時の支援
			4-3-3-4	外国籍市民への母子保健対策、情報提供、相談の充実
			4-3-3-5	外国籍児童・生徒への支援
5 男女共同参画わこうプランの着実な推進	男女共同参画推進体制の強化と計画の推進	①庁内における男女共同参画推進体制の強化	5-1-1-1	男女共同参画庁内連絡会議による関係課等相互の連絡調整及び総合的な施策の推進
			5-1-1-2	男女共同参画に関する研修の実施による職員の意識の醸成
			5-1-1-3	和光市人材育成基本方針に基づいた人材の育成と活用
			5-1-1-4	和光市特定事業主行動計画に基づいた環境整備
		5-1-2-1	国・県・NPO等関係機関との連携促進と先進的な取組に関する情報収集及び取組の取り入れ検討	
		②市民・事業者等とのパートナーシップによる計画の推進	5-1-2-2	和光市男女共同参画推進審議会、和光市男女共同参画庁内連絡会議、和光市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク、男女共同参画わこうプラン推進委員会、みんなであこう男女共同参画ネットワークとの連携による計画の推進
			5-1-2-3	子どもの参画による計画の推進
			5-1-2-4	国が定める「男女共同参画週間」における啓発
			5-1-3-1	ジェンダー統計の収集・管理、意識調査等の実施と研究の推進
		③男女共同参画にかかる現状の分析・計画の進行管理	5-1-3-2	施策の実施状況の分析・把握と結果の公表、分析結果で出た課題の抽出と課題解決に向けた検討
			5-1-4-1	男女共同参画の視点に配慮した公共施設の環境整備
		④男女共同参画を推進するための活動の場の整備	5-1-4-2	男女共同参画に関わる情報収集・発信、拠点の場の充実

## (2) 施策指標

第3次和光市行動計画男女共同わこうプランでは、主要目標ごとに13の指標を設定しています。

### 施策指標一覧

指標	現状値 (%) 〈平成26年度〉	目標値 (%) 〈平成32年度〉
<b>基本目標1 男女共同参画意識の普及啓発</b>		
主要目標(1) 男女の人権を尊重する意識の浸透		
社会全体で男女の地位が平等になっていると考える人の割合	21.8	35.0
主要目標(2) 性別による固定的な役割分担意識の解消		
「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識に同感しない人の割合	44.5	70.0
主要目標(3) 男女平等教育の推進		
性別による固定的な役割分担意識に同感しない子どもの割合	小学校 43.5 中学校 50.8	70.0
<b>基本目標2 あらゆる暴力の根絶</b>		
主要目標(1) 暴力の根絶に向けた意識の浸透		
配偶者や恋人間におけるDVに対する認識の割合	身体的暴力 94.8 精神的暴力 91.7 性的暴力 86.7 経済的暴力 81.0	100.0
主要目標(2) 相談窓口の充実と周知		
DV被害を相談した人の割合	32.7	80.0
主要目標(3) 被害者支援体制の強化と被害者の自立支援		
DV被害を受けている人の割合	24.1	0
<b>基本目標3 男女が共にいきいきと暮らせる環境づくり</b>		
主要目標(1) 子育てにおける男女共同参画の推進		
夫婦で子育てをしている割合	27.8	50.0
主要目標(2) 働く場における男女共同参画の推進		
男性の育児休業取得へ理解を示す人の割合	女性 60.8 男性 63.3	70.0
主要目標(3) 生涯を通じた生と性の健康支援		
性感染症の予防方法について知っている人の割合	81.2	90.0
<b>基本目標4 男女共同参画によるまちづくりの推進</b>		
主要目標(1) 政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画		
審議会等における女性委員の割合	34.7	50.0
主要目標(2) 地域における男女共同参画の推進		
地域行事に男女共同で参加する人の割合	33.7	50.0
主要目標(3) 国際社会「平等・開発・平和」への貢献		
女子差別撤廃条約を知っている人の割合	68.4	75.0
<b>基本目標5 男女共同参画わこうプランの着実な推進</b>		
主要目標 男女共同参画推進体制の強化と計画の推進		
和光市男女共同参画推進条例を知っている人の割合	67.4	75.0

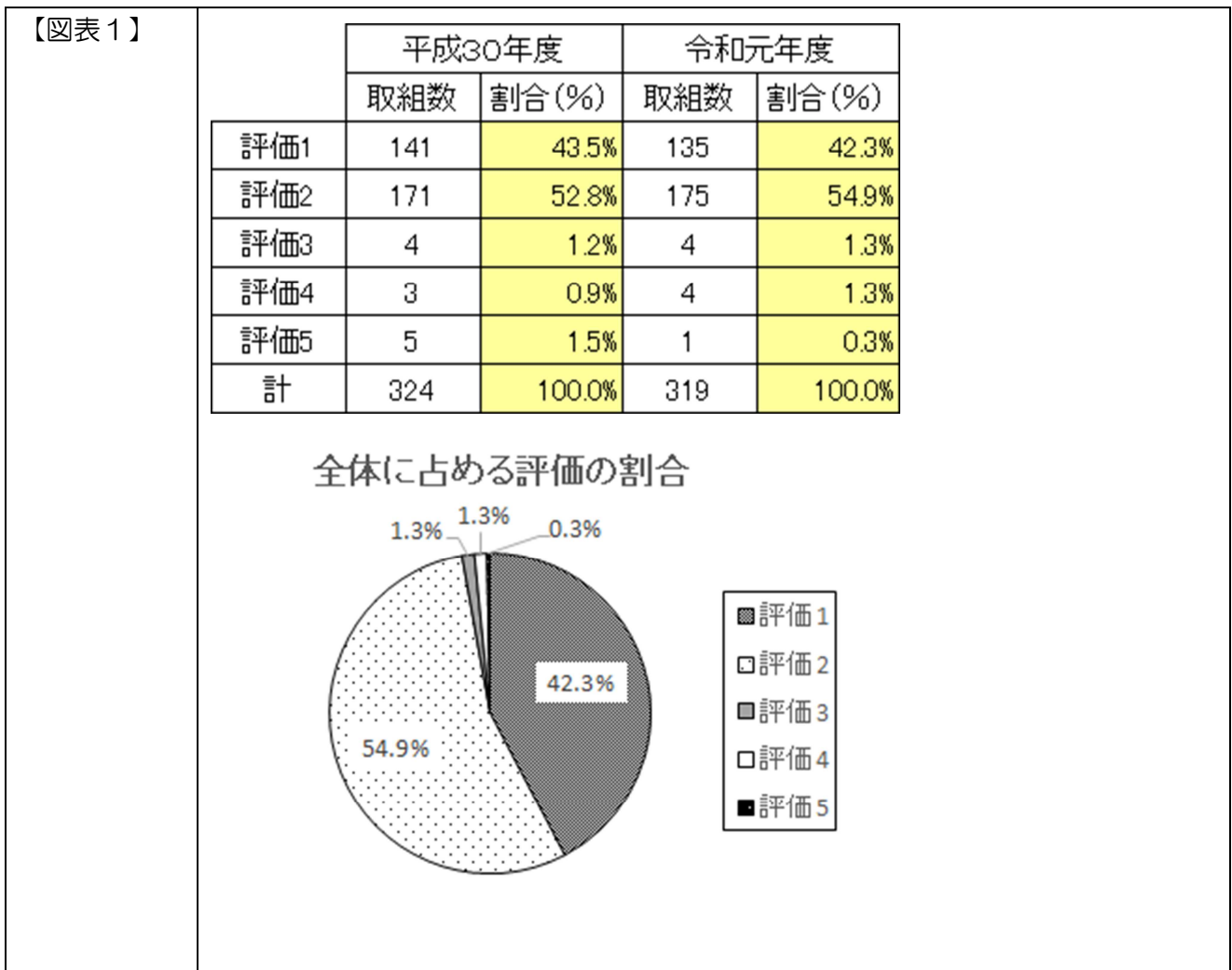
### (3) 施策の達成状況評価

和光市では、毎年度、施策の達成状況について担当課等による自己評価を行っており、「第3次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン」の進捗状況を把握しています。評価は、次の基準により5段階としています。

達成状況評価	評価 1	男女共同参画の視点をしっかりと持ちながら、取り組むことができた。
	評価 2	男女共同参画の視点を持ちながら、概ね取り組むことができた。
	評価 3	男女共同参画の視点が弱く、一部取り組むことができなかった。
	評価 4	取組を実施しなかった。(未実施)
	評価 5	該当ケースがなかった。(該当なし)

### (4) 施策体系別取組状況

前年度と比較して、令和元年度の施策達成状況は全体として評価1が減り、評価2の施策数が増えました。【※図表1】



## ア 基本目標1 男女共同参画意識の普及啓発

### 施策目標

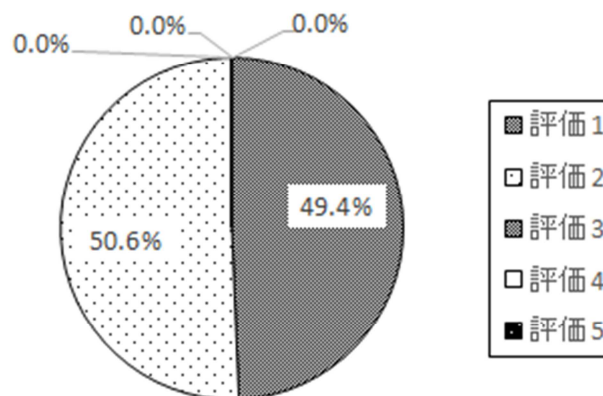
指 標	現状値 (%) 平成26年度	目標値 (%) 平成32年度
主要目標(1) 男女の人権を尊重する意識の浸透		
社会全体で男女の地位が平等になっていると考える人の割合	21.8	35.0
主要目標(2) 性別による固定的な役割分担意識の解消		
「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識に同感しない人の割合	44.5	70.0
主要目標(3) 男女平等教育の推進		
性別による固定的な役割分担意識に同感しない子どもの割合	小学校 43.5 中学校 50.8	70.0

基本目標1については、令和元年度の施策達成状況は概ね評価1又は2となっています。  
【※図表2、3】

【図表2】

	平成30年度		令和元年度	
	取組数	割合(%)	取組数	割合(%)
評価1	38	48.7%	38	49.4%
評価2	40	51.3%	39	50.6%
評価3	0	0.0%	0	0.0%
評価4	0	0.0%	0	0.0%
評価5	0	0.0%	0	0.0%
計	78	100.0%	77	100.0%

基本目標1に占める評価の割合



【図表3】	主要目標	評価1	評価2	評価3	評価4	評価5	合計
	(1)男女の人権を尊重する意識の浸透	13	17	0	0	0	30
	(2)性別による固定的な役割分担意識の解消	9	4	0	0	0	13
	(3)男女平等教育の推進	16	18	0	0	0	34
	全 体	38	39	0	0	0	77



## イ 基本目標2 あらゆる暴力の根絶

### 施策目標

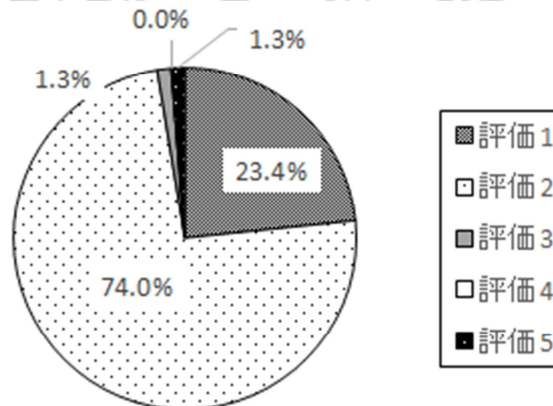
指 標	現状値 (%) 平成26年度	目標値 (%) 平成32年度
主要目標(1) 暴力の根絶に向けた意識の浸透		
配偶者や恋人間におけるDVに対する認識の割合	身体的暴力 94.8 精神的暴力 91.7 性的暴力 86.7 経済的暴力 81.0	100.0
主要目標(2) 相談窓口の充実と周知		
DV被害を相談した人の割合	32.7	80.0
主要目標(3) 被害者支援体制の強化と被害者の自立支援		
DV被害を受けている人の割合	24.1	0

基本目標2については、平成30年度に比べて令和元年度の施策達成状況では、評価1と評価5になった施策が減り、評価2と評価3の施策が増えています。【※図表4、5】

【図表4】

	平成30年度		令和元年度	
	取組数	割合(%)	取組数	割合(%)
評価1	20	25.0%	18	23.4%
評価2	55	68.8%	57	74.0%
評価3	0	0.0%	1	1.3%
評価4	0	0.0%	0	0.0%
評価5	5	6.3%	1	1.3%
計	80	100.0%	77	100.0%

基本目標2に占める評価の割合



【図表5】

主要目標	評価1	評価2	評価3	評価4	評価5	合計
(1)暴力の根絶に向けた意識の浸透	2	11	0	0	0	13
(2)相談窓口の充実と周知	10	28	0	0	0	38
(3)被害者支援体制の強化と被害者の自立支援	6	18	1	0	1	26
全 体	18	57	1	0	1	77

## ウ 基本目標3 男女が共にいきいきと暮らせる環境づくり

### 施策目標

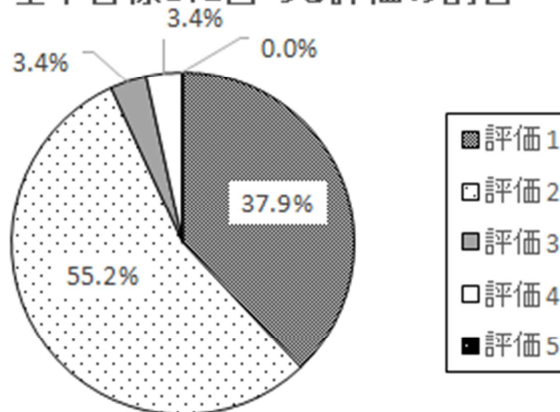
指 標	現状値 (%) 平成26年度	目標値 (%) 平成32年度
主要目標(1) 子育てにおける男女共同参画の推進		
夫婦で子育てをしている割合	27.8	50.0
主要目標(2) 働く場における男女共同参画の推進		
男性の育児休業取得へ理解を示す人の割合	女性 60.8 男性 63.3	70.0
主要目標(3) 生涯を通じた生と性の健康支援		
性感染症の予防方法について知っている人の割合	81.2	90.0

基本目標3については、平成30年度に比べて令和元年度の施策達成状況では、評価1と評価4になった施策は減り、評価2と評価5の施策が増えています。【※図表6、7】

【図表6】

	平成30年度		令和元年度	
	取組数	割合(%)	取組数	割合(%)
評価1	36	40.9%	33	37.9%
評価2	46	52.3%	48	55.2%
評価3	3	3.4%	3	3.4%
評価4	3	3.4%	3	3.4%
評価5	0	0.0%	0	0.0%
計	88	100.0%	87	100.0%

基本目標3に占める評価の割合



【図表7】	主要目標	評価1	評価2	評価3	評価4	評価5	合計
	(1)子育てにおける男女共同参画の推進	17	21	1	2	0	41
	(2)働く場における男女共同参画の推進	3	13	2	1	0	19
	(3)生涯を通じた生と性の健康支援	13	14	0	0	0	27
	全体	33	48	3	3	0	87

## 工 基本目標4 男女共同参画によるまちづくりの推進

### 施策目標

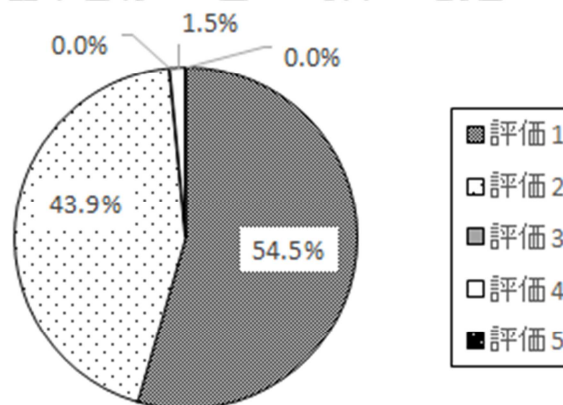
指 標	現状値 (%) 平成26年度	目標値 (%) 平成32年度
主要目標(1) 政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画		
審議会等における女性委員の割合	34.7	50.0
主要目標(2) 地域における男女共同参画の推進		
地域行事に男女共同で参加する人の割合	33.7	50.0
主要目標(3) 国際社会「平等・開発・平和」への貢献		
女子差別撤廃条約を知っている人の割合	68.4	75.0

基本目標4については、平成30年度に比べて令和元年度の施策達成状況では、評価4と評価5の施策が増えています。【※図表8、9】

【図表8】

	平成30年度		令和元年度	
	取組数	割合(%)	取組数	割合(%)
評価1	36	54.5%	36	54.5%
評価2	29	43.9%	29	43.9%
評価3	1	1.5%	0	0.0%
評価4	0	0.0%	1	1.5%
評価5	0	0.0%	0	0.0%
計	66	100.0%	66	100.0%

基本目標4に占める評価の割合



【図表9】	主要目標	評価1	評価2	評価3	評価4	評価5	合計
	(1)政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画	16	15	0	0	0	31
	(2)地域における男女共同参画の推進	10	9	0	1	0	20
	(3)国際社会「平等・開発・平和」への貢献	10	5	0	0	0	15
	全体	36	29	0	1	0	66

才 基本目標5 男女共同参画わこうプランの着実な推進

施策目標

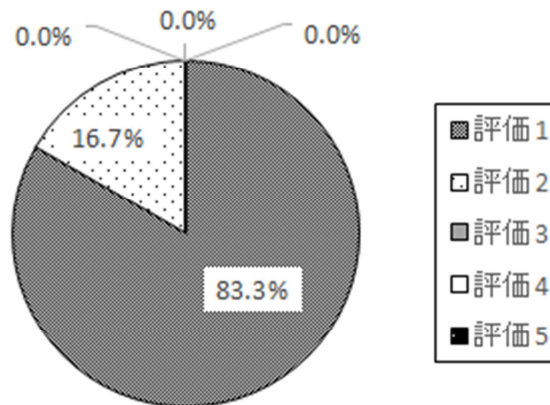
指 標	現状値 (%) 平成26年度	目標値 (%) 平成32年度
主要目標 男女共同参画推進体制の強化と計画の推進		
和光市男女共同参画推進条例を知っている人の割合	67.4	75.0

基本目標5については、平成30年度と同じ施策達成状況となっています。【※図表10、11】

【図表10】

	平成30年度		令和元年度	
	取組数	割合 (%)	取組数	割合 (%)
評価1	10	83.3%	10	83.3%
評価2	2	16.7%	2	16.7%
評価3	0	0.0%	0	0.0%
評価4	0	0.0%	0	0.0%
評価5	0	0.0%	0	0.0%
計	12	100.0%	12	100.0%

基本目標5に占める評価の割合



【図表11】

主要目標	評価1	評価2	評価3	評価4	評価5	合計
男女共同参画推進体制の強化と計画の推進	10	2	0	0	0	12
全 体	10	2	0	0	0	12

## 施策に基づく取組の実施状況